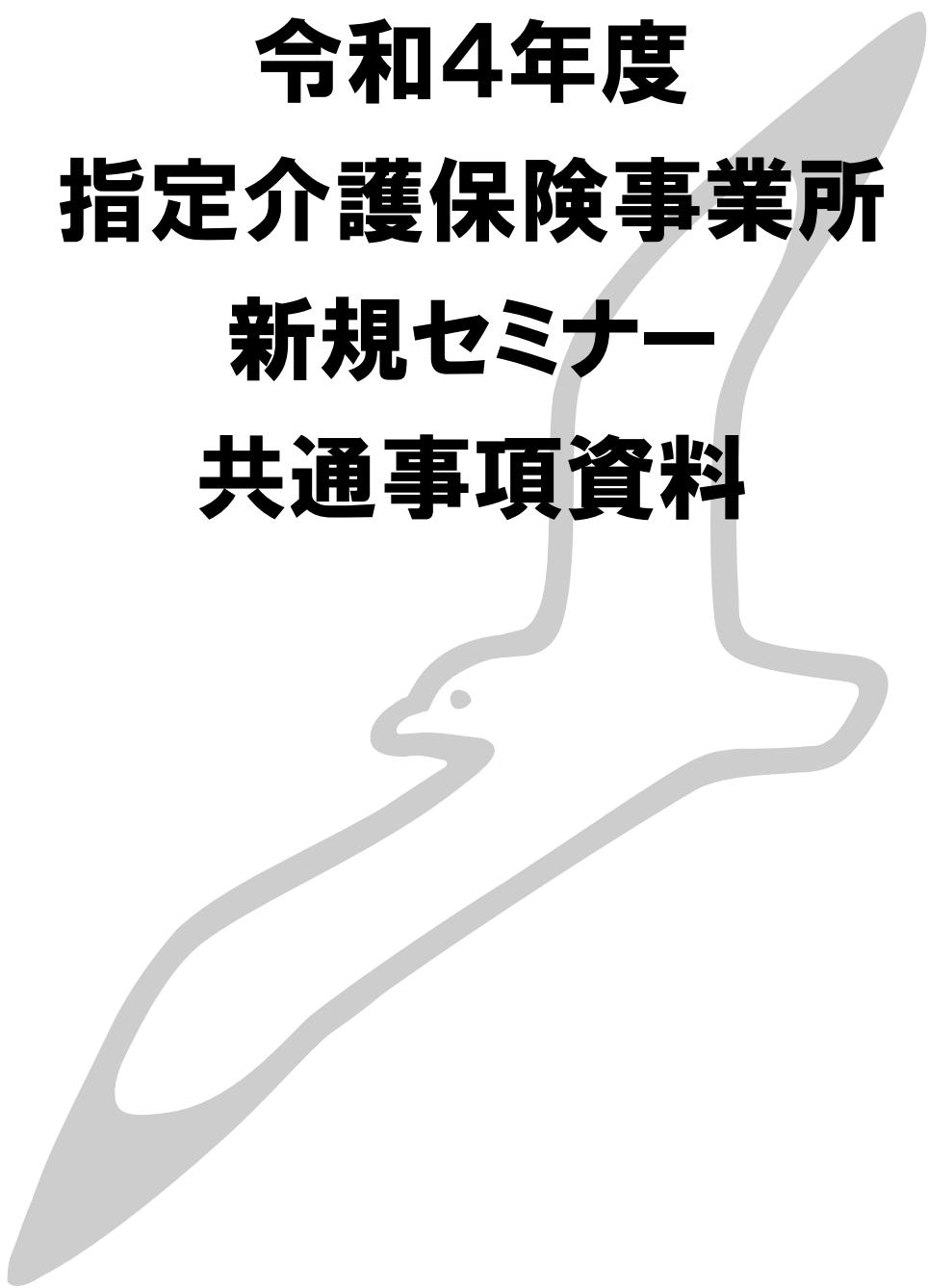


令和4年度 指定介護保険事業所 新規セミナー 共通事項資料



神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部

高齢福祉課

令和4年度 12月版

目 次

1	基準条例・解釈通知について	1
	(参考資料) 介護保険法の体系図	2
2	法令遵守と管理者の責務	3
3	事業所の運営について	4
4	運営規程・重要事項説明書について	9
5	苦情処理について	12
6	記録の整備	13
7	運営の手引き・運営状況点検書	14
8	事故発生時の対応	16
9	非常災害対策	18
10	介護現場におけるハラスメント対策について	21
11	共生型サービス等について	23
12	指定更新申請の手続	24
13	変更届・加算届・廃止届・休止届等	25
14	高齢者虐待の未然防止と早期発見	27
15	介護サービス情報公表制度	31
16	介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	33
17	介護職員等による喀痰吸引等について	38
18	業務管理体制の整備	42
19	監査・行政処分	44
20	(生活保護法関係資料) 生活保護法指定介護機関について	51

1 基準条例の制定

(1) 基準条例

介護保険法等の規定に基づく介護サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準については、厚生労働省令で定める基準を基本としつつ、各自治体が条例で定めることとされ、神奈川県では次に掲げる条例が制定されています。

神奈川県が所管する介護保険事業者・介護保険施設は、これらの条例に定められた基準に従って、事業を実施しなければなりません。

- 1 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第14号）
- 2 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第15号）
- 3 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第16号）
- 4 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第17号）
- 5 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第18号）
- 6 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年神奈川県条例第19号）
- 7 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第20号）
- 8 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第21号）
- 9 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年神奈川県条例第46号）

(2) 基準条例施行規則

各基準条例に定める規定のうち一部については、規則に委任されています。

(3) 解釈通知

条例・規則で定められた基準の趣旨及び内容については、条例・規則とは別に通知が発出されています。

【基準条例・基準条例施行規則・解釈通知の掲載場所】

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブアリ（書式／通知）

→ 7. 条例・解釈通知等

<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=9>

(参考資料) 介護保険法の体系図

介 護 保 險 法			介護保険法施行令 介護保険法施行規則
1 指 定 関 係			
サ ー 居 宅 ビ ス	基準	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第20号
	解釈通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
2 介護報酬関係			
サ ー 介 護 ビ ス 予 防	基準	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例	H25 神奈川県条例第21号
	解釈通知	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例等について	H25.3.29 高施第336号
居 宅 サ ー ビ ス	基準	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第19号
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第36号
サ ー 施 設 ビ ス	基準	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準	H12 厚生省告示第21号
	解釈通知	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について	H12 老企第40号
サ ー 介 護 ビ ス 予 防	基準	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準	H18 厚生労働省告示第127号
	解釈通知	「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の制定及び「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス及び居宅療養管理指導に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について	H18 老計発0317001 H18 老振発0317001 H18 老老発0317001
そ の 他 報 酬 関 係	厚生労働大臣が定める一単位の単価		H27 厚生労働省告示第93号
	厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等		H27 厚生労働省告示第94号
	厚生労働大臣が定める基準		H27 厚生労働省告示第95号
	厚生労働大臣が定める施設基準		H27 厚生労働省告示第96号
	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法		H12 厚生省告示第27号
	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準		H12 厚生省告示第29号
	厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数		H18 厚生労働省告示第165号
その他	通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて		H12 老企第54号

2

法令遵守と管理者の責務

1 法令遵守

介護保険事業を運営するにあたって、人員基準・設備基準・運営基準等、様々な基準が定められており、介護保険指定事業者は、人員基準や設備基準を満たし、運営基準に沿った事業運営をすることを前提に、指定（開設許可）を受けています。よって、基準を満たさない場合には、指定や更新を受けることができません。

「基準」は、介護保険指定事業者の行う事業がその目的を達成するために必要な最低限の基準を定めたものであり、常に満たされている必要があります。また、介護保険指定事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

基準を理解しておらず、知らないうちに基準違反の運営を行っている事業所も見受けられますので、そのような事態にならないためにも、きちんとした法令の理解が必要です。

2 管理者の責務

（1）事業所内の一元的な管理

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければなりません。

サービスの実施状況の確認等を担当者に任せきりにするのではなく、管理者も確認するようにしてください。

ポイント（従業者の管理）

- 従業者の管理については、タイムカード等による出勤状況の確認、有資格者についての資格証等の写しの保管等により、従業者に関する記録等を整備し、勤務表を毎月作成するなど、基準に適合した勤務体制を確保するために必要な状況把握を行ってください。

（2）従業者への指揮命令

管理者は事業所の従業者に、事業の人員・設備・運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行わなければなりません。管理者が法令を遵守することは当然のことですが、その他の従業者の方にも法令を守っていただくよう、管理者として必要な指示を行ってください。

事業所内で基準違反に該当することが行われていたことが発覚した場合、管理者が直接関与していないくとも、管理者の監督責任を問われます。

管理者は常勤で管理業務に専従することが原則となっています。同一敷地内で管理業務に支障がない範囲内の兼務しか認められていませんので、たとえ同じ事業所内で他の職務との兼務でも管理業務に支障がある場合には基準違反となります。

3

事業所の運営について

1 勤務体制の確保等

(1)研修の機会の確保等

- 従業者の資質の向上のため研修の機会を確保しなければなりません。(県基準条例第32条)
※例えば採用時研修や継続研修などにおいて、研修機関が実施する研修や事業所内の研修に参加する機会を計画的に確保し、従業者の質の向上に努めてください。
- 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。※認知症介護に係る基礎的な研修については、令和6年3月31日までの間は努力義務。
- 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。

(2)労働関係法令の遵守について

平成24年4月

介護保険法改正

事業者指定の欠格及び取消要件の追加

労働関係法令違反で罰金刑に処せられた者

※勤務体制の確保を図るために、事業者による雇用管理の取組、労働法規の遵守を徹底することが重要です。

<介護保険法第70条(指定居宅サービス事業者の指定)>

◎第2項

都道府県知事は、前項の申請があった場合において、次の(中略)いずれかに該当するときは、第41条第1項本文の指定をしてはならない。

○第5号の2

申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

(参考:介護保険法第79条(指定居宅介護支援事業者の指定)

介護保険法第86条(指定介護老人福祉施設の指定)

介護保険法第94条(介護老人保健施設の開設許可)

【基本的な雇用管理上の問題点】

- ①就業規則(パート就業規則を含む。)を作成していない。
- ②36協定(=時間外及び休日労働に関する協定)を締結、届出せずに、時間外労働又は休日労働を行わせている。
- ③年次有給休暇を与えていない。
- ④衛生管理者又は産業医(労働者50人以上の場合)、衛生推進者(労働者10人以上50人未満の場合)を選任していない。
- ⑤健康診断を実施していない。

- 介護人材の確保・活用には、従業者の能力開発と仕事への取り組み意欲を高い水準で維持することが重要です。従業者の仕事への取り組み意欲を維持・向上するには、働きに見合った処遇、働きぶりの公正な評価、能力開発機会の提供などのほか、労働条件や労働時間、仕事の管理などに関して納得して働くことが重要です。
- 適切な雇用管理、労働法規の遵守を徹底し、貴重な介護人材の確保・活用に努めてください。

※ 労働関係法令については管轄の労働基準監督署にお問い合わせください。

神奈川労働局ホームページ <https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html>

2 労働条件の確保・改善と労働災害防止について（神奈川労働局より）

下記を参考に労働条件の確保・改善、労働災害の防止について、適切な管理をお願いします。

1 労働条件の確保・改善について

県下の介護サービス事業所については、就業規則、労使協定、労働条件通知書等の基本的な労働条件の設定に関する法違反が多く、また、賃金不払残業に関する法違反も少なくない状況です。下記ホームページにリーフレット、各種様式等を掲載しておりますので、参考にしてください。

2 介護サービス事業者の安全衛生管理体制について

労働者（アルバイト・パートも含む）50人以上の事業場は、衛生管理者・産業医の選任、衛生委員会の開催及び所轄労働基準監督署への届出が必要です。労働者（アルバイト・パートも含む）10人以上50人未満の事業場は、衛生推進者の選任が必要です。

3 介護・看護作業での職員等の腰痛・転倒災害予防対策について

介護サービス事業場では、「動作の反動・無理な動作」による腰痛、「転倒」事故が多く発生しています。腰痛及び転倒災害を予防するため、作業・作業環境・健康の3つの管理と安全衛生についての教育を総合的・継続的に実施することが重要です。利用者の負傷防止にもつながります。安全な介助方法のマニュアルを作成しましょう。

4 介護サービス現場の作業環境の改善に「中小企業労働環境向上助成金」を活用しましょう！

介護関連事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合に、介護福祉機器の導入費用の2分の1（上限300万円）を支給します。この助成をうけるには、あらかじめ「導入・運用計画」を作成し、都道府県労働局長の認定をうける必要があります。問合先：神奈川労働局職業安定部職業対策課 Tel045-650-2801

5 公益財団法人介護労働安定センターでは、介護労働者に係る労務管理や助成金活用の相談や講習会を無料で行っていますので、御活用ください。Tel045-212-0015

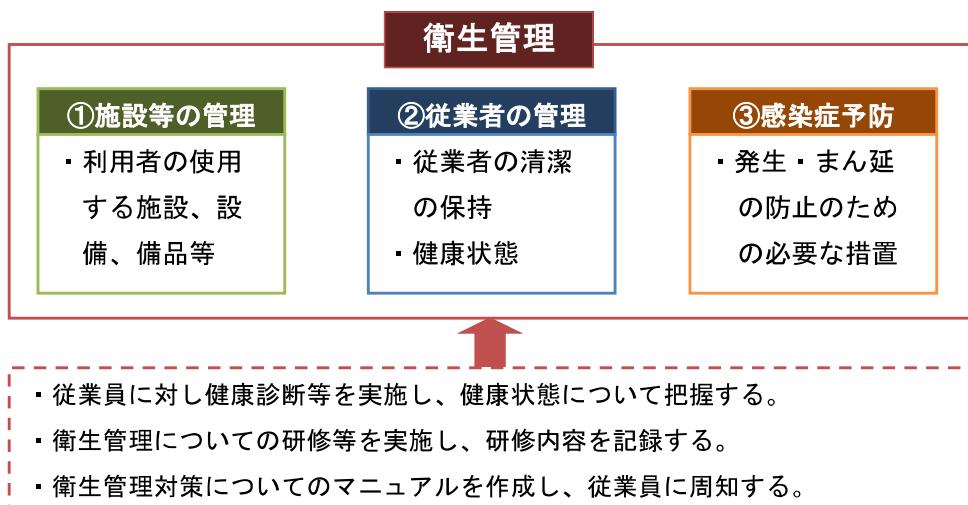
神奈川労働局のホームページにおいて、下記資料を掲載しておりますので、併せて参照願います。

(https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukjun_keiyaku/hourei_seido/_120133.html)

- ・労働基準法関係リーフレット
- ・労働基準法主要様式及び記載例
(モデル就業規則、労働条件通知書、時間外労働・休日労働に関する協定届等)
- ・安全衛生関係リーフレット
- ・安全衛生関係資料・教材
- ・介護関連の助成金

「神奈川労働局 介護サービス」で検索してください。

3 衛生管理



事業所において、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません。（令和6年3月31日までの間は努力義務）

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回（施設等は3月に1回）以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

※委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

※厚生労働省から「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」が出されています。衛生管理対策の参考として、ご確認ください。

【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライブラリ(書式／通知)

－5. 国・県の通知

－★★★介護保険最新情報(厚生労働省通知)★★★(令和4年3月分まで掲載)

－高齢者介護施設における感染対策マニュアル(H31.3改訂版)

(<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp>)

※新型コロナウイルス感染症の対策については、最新の通知等を確認してください。

【掲載場所】

厚生労働省

介護事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html

介護情報サービスかながわ <https://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>

ライブラリ（書式/通知）

1 1. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

新型コロナウイルス感染症にかかる情報

4 感染症「集団発生」時の対応について

感染症は以下の報告基準に基づき、管轄保健福祉事務所・保健所へ報告ください。

■ 報告が必要な場合

- (1) 同一の感染症や食中毒による、またそれらが疑われる死亡者や重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。
- (2) 同一の感染症や食中毒の患者、またはそれらが疑われるものが10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合。
- (3) 上記以外の場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合。

■ 報告する内容

- (1) 感染症又は食中毒が疑われる利用者の人数
- (2) 感染症又は食中毒が疑われる症状や経過
- (3) 上記の利用者への対応や施設における対応状況 等

■ 保健福祉事務所及保健所（保健予防課）の連絡先一覧

機関名	電話番号	所管区域
平塚保健福祉事務所	0463 (32) 0130 【代表】	平塚市、大磯町、二宮町
平塚保健福祉事務所 秦野センター	0463 (82) 1428 【代表】	秦野市、伊勢原市
鎌倉保健福祉事務所	0467 (24) 3900 【代表】	鎌倉市、逗子市、葉山町
鎌倉保健福祉事務所 三崎センター	046 (882) 6811 【代表】	三浦市
小田原保健福祉事務所	0465 (32) 8000 【代表】	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
小田原保健福祉事務所 足柄上センター	0465 (83) 5111 【代表】	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成

		町
厚木保健福祉事務所	046 (224) 1111【代表】	厚木市、海老名市、座間市、愛川町、清川村
厚木保健福祉事務所 大和センター	046 (261) 2948【代表】	大和市、綾瀬市
茅ヶ崎市保健所	0467 (38) 3315【直通】	茅ヶ崎市、寒川町
藤沢市保健所	0466 (50) 3593【直通】	藤沢市

5 秘密保持



あらかじめ文書で同意を得ること

- ①利用者に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者の同意
- ②利用者の家族に関する個人情報を提供する場合 ⇒ 利用者の家族の同意

【個人情報の使用に関する同意書に記載すべきと考えられる事項】

ア 使用する目的

例) サービス担当者会議、居宅介護支援事業者その他の居宅サービス事業者との連絡調整等において必要な場合 など

イ 使用する事業者の範囲

例) 利用者が提供を受ける全ての介護保険事業者 など

ウ 使用する期間

例) 介護保険サービス契約の有効期間に同じ など

エ 使用に当たっての条件

例) 個人情報の提供は必要最小限とすること。個人情報の使用に当たっては、関係者以外の者に情報が漏れることのないようにすること。個人情報をサービス担当者会議で使用した場合には、出席者、議事内容等を記録しておくこと。 など

※ 厚生労働省から「厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等が示されています。個人情報の範囲や取扱方法、保管方法などについてご確認ください。

【掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライブラリ(書式／通知)

－5. 国・県の通知

－個人情報の適切な取扱いについて

－医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラン
ス)

4

運営規程・重要事項説明書について

介護保険事業者は、事業所ごとに事業の運営についての重要事項に関する規程(=「運営規程」)を定めなければなりません。

また、介護保険サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者等に対し、運営規程の概要等の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書(=「重要事項説明書」)を交付して説明を行い、サービス提供開始について同意を得なければなりません。

しかし、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、上記の規定による文書の交付に代えて、当該文書に記載すべき重要事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当該介護保険事業者は、当該文書を交付したものとみなします。

ポイント

- 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がその使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力して文書を作成することができるものでなければなりません。
- 介護保険事業者は、上記の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その提供に用いる電磁的方法の種類及び内容として規則で定める事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければなりません。
- 文書又は電磁的方法による承諾を得た介護保険事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により、重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による重要事項の提供をしてはなりません。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りではありません。

1 運営規程

- 運営規程には、事業所名称、事業所所在地のほか、事業の運営についての重要事項を規定しなければなりません。
- 記載すべき項目は運営に関する基準においてサービスごとに規定されていますので、各サービスの基準条例、解釈通知に規定されている項目の変更を確認してください。

ポイント

- 基準条例の解釈通知において運営規程に規定すべき項目を令和3年から追加しています。解釈通知を確認し、事業所の運営規程に新たに追加した項目が含まれていない場合は、該当項目を追加する改正を行ってください。
- 運営規程の記載事項に変更が生じたときは、その変更の都度、運営規程も修正しておく必要があります。(修正した年月日、内容を最後尾の附則に記載することで、事後に確認しやすくなります。)

2 重要事項説明書

(1) 重要事項説明書に記載する項目

- 重要事項説明書には、運営規程の概要、従業者の勤務体制等を記載する必要があり、運営規程の項目に沿った内容を記載してください。なお、記載すべきと考えられる項目として、次の例が挙げられます。
 - ア 法人、事業所の概要(法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど)
 - イ 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
 - ウ サービスの内容、利用料その他の費用の額
 - エ 従業者の勤務体制(従業者の職種、員数及び職務の内容)
 - オ 通常の事業の実施地域
 - カ 緊急時等における対応方法
 - キ 虐待防止のための措置
 - ク 苦情処理の体制
(事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載)
 - ケ その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項
(従業者の研修機会の確保、衛生管理、秘密の保持、事故発生時の対応など)

注意

※重要事項説明書の内容と運営規程の内容、事業所内に掲示してある内容に不一致がないようにしてください。(運営規程を修正したときは、重要事項説明書、事業所内に掲示してある内容も同様に修正してください。)

(2) 重要事項説明書の説明・同意・交付

- 重要事項説明書を交付し説明した際には、重要事項に関する説明を受けて内容に同意することが必要となります。当該文書の交付を受けたことが確認できるよう利用申込者の署名等を得ることが望ましいです。その確認方法については、利用者及びその家族等(以下「利用者等」という。)の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事前に利用者等の承諾を得た上で、電磁的方法によることができるとされました。

【記載例】(書面の場合)

重要事項について文書を交付し、説明しました。

令和4年〇月〇日 管理者 神奈川 太郎 ㊞

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

令和4年〇月〇日 平塚 花子 ㊞

【記載例】(電子メールの場合)

重要事項について別添(ファイル名)文書を交付し、説明しましたので確認し、返信してください。

令和4年〇月〇日 管理者 神奈川 太郎

(返信)

私は重要事項について説明を受け、内容に同意し、交付を受けました。

令和4年〇月〇日 平塚 花子

ポイント

- 記載の方法は必ずしも上記によるものではありませんが、記録等から重要事項説明書について、説明した日、説明者、交付したこと、内容に関する同意を得たことが確認できるようにしてください。
- なお、特に「サービス提供開始についての同意」は、利用申込者及びサービス事業者双方を保護する観点から、契約書等の書面等によって契約内容について確認を得てください。
- 料金表は、各自己負担割合に対応した料金表の作成(1割～3割)を行ってください。
- 料金表は、算定できない加算、算定の予定のない加算を削除する等、適時見直しを行ってください。

5

苦情処理について

提供した介護保険サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければなりません。

1 苦情に対応するための必要な措置



(1) 必要な措置とは

- ① 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。
- ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかすること。
- ③ ①、②を利用者等にサービスの内容を説明する文書(重要事項説明書等)に記載するとともに、事業所に掲示すること。

※苦情の相談窓口については、事業所に設置するもののほか、市町村及び国民健康保険団体連合会の窓口についても利用者等に周知する必要があります。

迅速かつ適切に対応する
※対応に必要な措置を講じて
おくこと

(2) 事業所が苦情を受けた場合

利用者等からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録しなければなりません。

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行わなければなりません。

(3) 市町村又は国保連に苦情があった場合

利用者等からの苦情に関して市町村又は国保連が行う調査に協力するとともに、市町村又は国保連からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行い、その内容を市町村または国保連に報告しなければなりません。

ポイント

- 市町村の相談窓口は、利用者等の保険者です。よって、利用者等に周知すべき市町村の相談窓口については、事業所所在地の市町村だけではなく、利用者等が居住する市町村も記載してください。
- 各市町村・国保連の相談窓口の所管部署・連絡先は、必ず最新のものに更新してください。

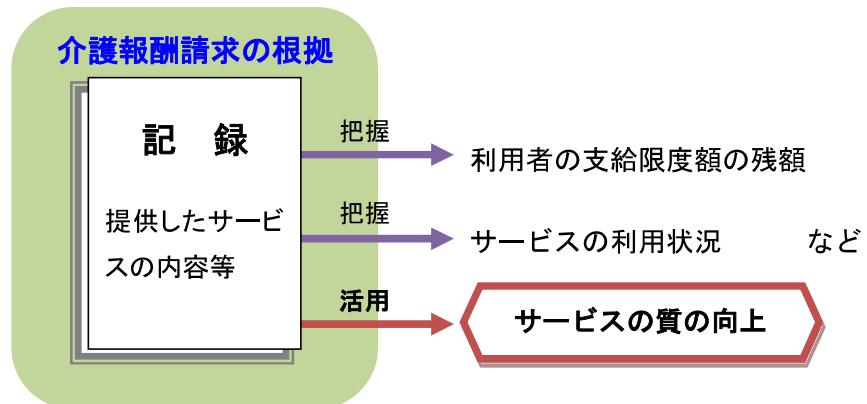
6

記録の整備

介護保険事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければなりません。また、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければなりません。

1 記録の整備について

記録によりサービス提供が確認できない場合は、報酬返還になることもありますので、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供開始・終了時刻、提供内容、保険給付の額、利用者の心身の状況、その他必要な事項などを具体的に記録してください。



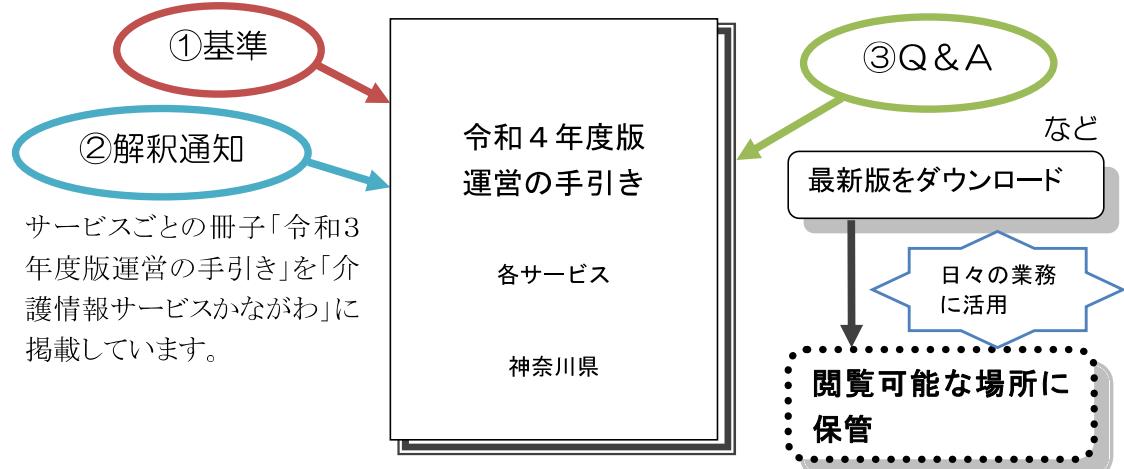
<活用事例>

- ①利用者の日々の提供記録を活用し、利用開始時からの利用者の心身の状況等の変化を把握した上で、サービス内容の評価や計画の見直しを行い、より利用者に合った適切なサービスの提供を図る。
- ②利用者等からの苦情の内容等の記録、事故の状況等の記録を従業者の研修資料として活用し、同様の苦情や事故の再発防止を図る。

☆メモ☆

運営の手引き・運営状況点検書

1 令和4年度版「運営の手引き」について



【運営の手引きの掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

—ライブラリ(書式／通知)

—9. 運営状況点検書・運営の手引き

—2. 運営の手引き

—【各サービス】令和4年度版 運営の手引き

2 令和4年度版「運営状況点検書」について

令和4年度版「運営状況点検書」は、8月に「介護情報サービスかながわ」へ掲載しています。

自己チェックツール

人員・設備・運営等
指定基準に適合

法令遵守の確保

令和4年度版
運営状況点検書

点検の基準日
(7月1日)

- ① 事業所の人員、設備、運営等が指定基準等に適合しているかを確認する。
 - ② 点検結果は事業所で保管する。(県への提出は不要)
- ※ 実地指導の際に事前提出資料として、点検結果の写しの提出を求める場合があります。提出を求められた際は、勤務形態一覧表等の別紙の写しも併せて提出してください。

【運営状況点検書の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」

－ライブラリ(書式／通知)

－9. 運営状況点検書・運営の手引き

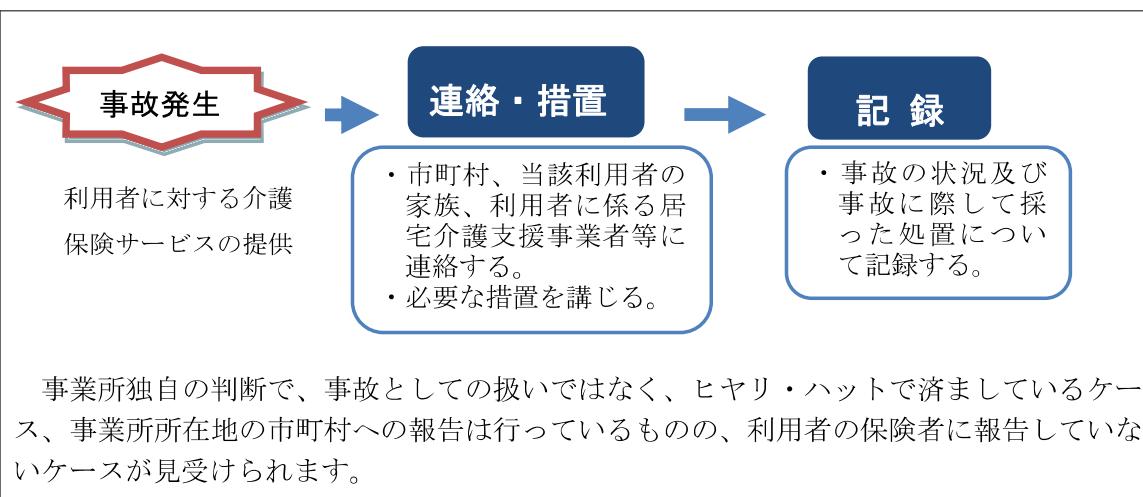
－1. 運営状況点検書

－【各サービス】令和4年度版 運営状況点検書

＜点検を行う際の留意事項＞

- 運営状況点検書を作成することが目的ではありません。事業者自ら点検を行うことにより、法令や基準等に沿った運営ができているか確認を行ってください。基準に適合しない運営を行っていた場合には、過誤調整が必要になることも想定されます。
- 点検結果を法人の法令遵守責任者に報告することにより、法人全体の業務管理体制の整備に役立ててください。
- 点検の結果、もし基準違反に該当する事項が確認された場合は…
⇒ 速やかに是正を行ってください。
過誤調整の要否や手続きについては、保険者に相談してください。

☆ メモ ☆



1 事故報告書の提出について

(1) 提出先

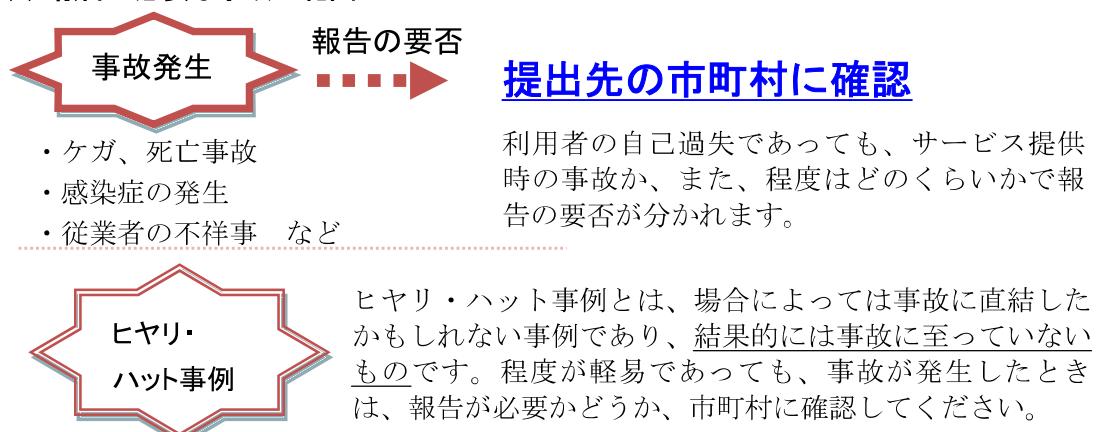


※事故報告書の様式については、各市町村にお問い合わせください。

※有料老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院の場合は、県高齢福祉課にも提出すること。

☆指定通所介護事業所等の設備を利用して、夜間及び深夜のサービス（宿泊サービス）を実施している事業所の事故発生時には、保険者（事業所所在地の市町村及び利用者の住所地）へ報告が必要です。

(2) 報告が必要な事故の範囲



提出先の市町村に確認

利用者の自己過失であっても、サービス提供時の事故か、また、程度はどのくらいかで報告の要否が分かれます。

※ 事故報告についての詳細については、下記に掲載されています。

(事故報告書の様式標準例も掲載されています。)

【掲載場所】

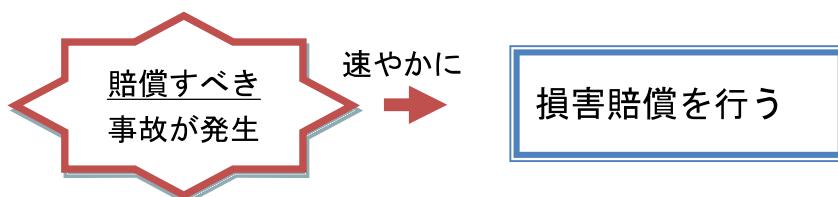
- 「介護情報サービスかながわ(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)」
 - ライブラリ(書式／通知)
 - 11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策
 - 事故報告
 - (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=597&topicid=22>)

2 事故発生時の対応について

(1) あらかじめ対応方法を定めておくこと



(2) 賠償すべき事故が発生した場合



※ 賠償しなければならない事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいとされています。損害保険の内容、損害賠償の方法等についても事前に把握しておけば速やかな対応が可能となります。

(3) 再発防止の対策

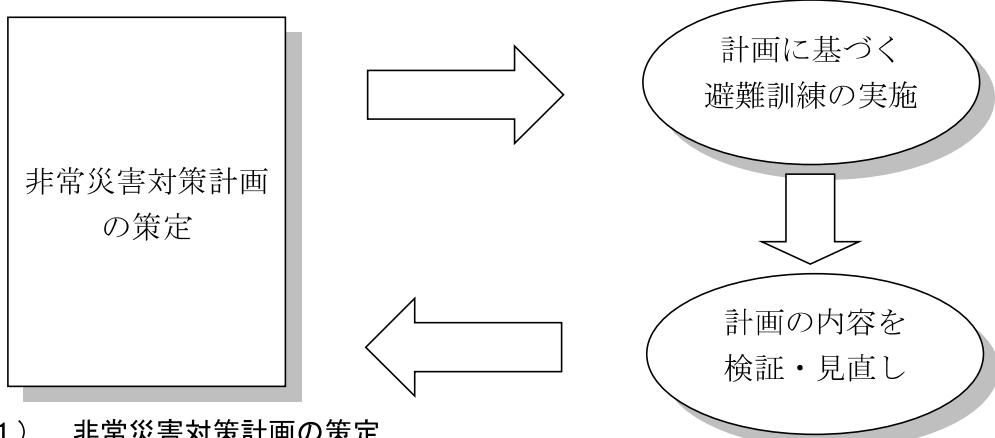


※ 事故が発生した場合又は事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例)には、その原因を分析し、その分析結果を従業者に周知徹底するなど、再発防止の対策を講じてください。

※ 事故等の記録を利用者別ファイルのみに保管している例が見受けられますが、個別に保管するとわかりにくくなるので、一元的に情報管理することが望ましいです。

平成30年1月北海道札幌市の高齢者等が多く入所する施設において発生した火災や、令和2年7月熊本豪雨に伴う熊本県球磨村の特別養護老人ホームの水害を教訓とし、介護保険施設や介護保険サービス事業所等では、自力での避難が困難な方も多く利用されていることから、地震・火災・水害・土砂災害等を含む様々な災害に備えた十分な防災対策を講じる必要があります。

1 非常災害対策計画



(1) 非常災害対策計画の策定

介護保険施設等は、非常災害に関する具体的な非常災害対策計画を定めることとされています。必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はありませんが、地震・火災・水害・土砂災害等地域の実情にも鑑みた災害に対処するための計画を定め、実際に災害が起こった際、利用者の安全が確保できるよう実効性のあるものとすることが重要です。

【非常災害対策計画に盛り込む具体的な項目例】

- ・介護保険施設等の立地条件(地形等)
- ・災害に関する情報の入手方法(「避難指示」等の情報の入手方法の確認等)
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員等)
- ・避難を開始する時期、判断基準(災害レベル3「高齢者等避難」発令時等)
- ・避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等)
- ・避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間等)
- ・避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)
- ・災害時の人員体制、指揮系統(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等)
- ・関係機関との連携体制等

(2) 計画に基づいた防災対策及び避難訓練の実施

- 非常災害対策の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有してください。
- 事業所の管理者は、職員及び利用者等に対して避難場所、避難経路など災害時における対応方法を周知するとともに、非常時には迅速かつ安全に避難を行えるような有効な避難訓練を計画的に実施してください。
- 夜間の災害では一層の混乱が予測されることから、夜間における訓練も併せて実施してください。
- 海岸、湖岸、河川の近く等の津波による被害が予想される事業所においては、津波警報が発令された場合の避難場所、避難経路をあらかじめ確認し、職員等に周知してください。また、避難を速やかに行うため地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し、連携先との合同訓練を実施してください。
- 訓練の実施後には非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行ってください。
- 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、非常時に協力してもらえるような体制づくりを行ってください。

◆消防計画の作成・消防訓練の実施◆

施設・居宅系サービスや通所系サービスでは、消防法の規定により防火管理者の設置、火災・大規模地震等の際の消防計画の策定、消火・避難訓練の実施等が義務付けられています。計画の作成・訓練の実施にあたっては、最寄りの消防署にもご相談ください。

◆業務継続計画（B C P）の作成と訓練◆

感染症や非常災害の発生時において、介護保険サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置（研修及び訓練（シミュレーション））を実施しなければなりません。（令和6年3月31日までの間は、努力義務。）

（業務継続計画の記載項目）

各項目の記載内容については、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、実態に応じて設定することとします。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。

【災害に係る業務継続計画項目例】

- (ア) 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- (イ) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、発生時間からの対応体制等）
- (ウ) 他施設及び地域との連携

◆水防法・土砂災害防止法・津波防災地域づくり法による避難確保計画の作成・避難訓練の義務化◆

水防法・土砂災害防止法の改正により、平成29年6月19日から、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の市町村地域防災計画に名称及び所在地が記載された要配慮者利用施設（高齢者や障害者など、災害時に配慮が必要な者が利用する施設）の管理者等に対し、洪水・土砂災害に関する避難確保計画の作成及び市町村所管課への報告・避難訓練の実施が、令和3年5月からは避難訓練の実施報告までが義務化されました。

また、令和元年12月には小田原市・真鶴町・湯河原町、令和2年3月に藤沢市・二宮町、同8月に大磯町の沿岸地域が津波災害警戒区域として指定され、今後も順次の沿岸市町村に指定が拡大される予定です。津波災害警戒区域内の避難促進施設（高齢者や障害者など、津波の発生時における迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要がある施設）には、同様に津波に対応した避難確保計画を作成する必要があります。

【計画に盛り込む具体的な項目例】

- ・防災体制に関する事項
- ・避難の誘導に関する事項
- ・避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- ・防災教育及び訓練の実施に関する事項
- ・円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(記載すべき事項は、土砂災害防止法施行規則第五条の二等に定められています。)

なお、非常災害対策計画を定めている場合は、既存の計画に水害・土砂災害に関する項目を追加して作成することもできます。

<非常災害対策計画等に係る参考ホームページ>

「介護情報サービスかながわ」（通称ラクラク）

ホームページアドレス

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=22>

→書式ライブラリー

→11. 安全衛生管理・事故関連・防災対策

→防災関係(通知類)

10

介護現場におけるハラスメント対策について

1 背景

- 近年、介護現場では、利用者や家族等による介護職員への身体的暴力や精神的暴力、セクシュアルハラスメントなどが少なからず発生していることが様々な調査で明らかになっています。
- 介護サービスは直接的な対人サービスが多く、利用者宅への単身の訪問や利用者の身体への接触も多いこと、職員の女性の割合が多いこと、生活の質や健康に直接するサービスであり安易に中止できないこと等と関連あると考えられます。
- 平成31年4月10日付けで厚生労働省老健局振興課から送付された「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」は、令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル・研修手引き等の普及啓発に関する調査研究」により改訂されました。
- また、令和元年度同事業に基づき、介護事業者の管理者等が、職員向けに実施する研修の手引き・動画（サービス提供する前後に確認すべきこと、管理者へ相談の仕方など）について、令和2年5月14日付けで同課から送付されました。
- 令和3年度報酬改定において、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のため、事業主が講すべき措置の具体的な内容及び事業主が講じることが望ましい取組について示されました。

2 「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「研修の手引き」、相談窓口及びハラスメント対策研修について

各介護サービス事業者におかれましては、本マニュアル及び手引きを介護現場におけるハラスメント対策に積極的に活用し、介護職員が安心して働き続けられる労働環境の整備に努めてくださるようお願いします。

(掲載場所)

厚生労働省「介護現場におけるハラスメント対策」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html

また、介護サービス事業所の介護職員等が利用者やその家族等からハラスメントを受けているにも関わらず、事業主が適切な対応をとらないなど、ハラスメントに関する対応について、労使間に問題がある場合には、次の相談窓口に相談できることを併せてお知らせします。

(掲載場所)

○神奈川県

かながわ労働センターの労働相談

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5n/soudan/index.html>

○厚生労働省

神奈川県労働局 総合労働相談コーナー

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/madoguchi_annai/soudanmadoguchi

なお、令和4年度は、本県のハラスメント対策事業として、介護サービス事業者を対象にした法律相談の受付及び研修動画の配信を行います。詳細は、介護情報サービスか

ながわを通じてお知らせします。

11 共生型サービス等について

1 共生型サービス

【介護保険サービス】

○障害者が65歳になっても、使い慣れた障害福祉サービス事業所においてサービスを利用しやすくする観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、介護保険サービス、障害福祉サービス又は障害児通所支援のいずれかの指定を受けている事業所が、他の制度におけるサービスの指定を受けやすくする「共生型サービス」が、平成30年度報酬改定に合わせて創設されました。

○介護保険サービスにおける共生型サービスの事業者指定の対象サービスは訪問介護、通所介護、短期入所生活介護（基準特例）及び療養通所介護（定員数の引き上げ）となります。

【障害福祉サービス等】

○障害福祉サービスにおける共生型サービスの事業者指定の対象サービスは居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）です。また、障害児通所支援の対象サービスは児童発達支援、放課後等デイサービスです。

○各事業所は、地域の高齢者や障害児者のニーズを踏まえて、指定を受けるかどうか判断してください。

2 高額障害福祉サービス等給付費の支給拡大等について

○障害福祉サービスを利用していた65歳に達した障害者が、介護保険サービスに円滑に移行できるよう、障害者総合支援法が改正され、平成30年4月から高額障害福祉サービス費（利用者負担額を軽減するための給付）の範囲が拡大されました。

○これにより、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行した場合に新たに生じる自己負担分が償還されるようになりました。

○支給要件は65歳になるまでに5年間障害福祉サービスを受けていたことや世帯が市町村民税非課税であることとされています。

○詳細は各市町村の障害福祉担当課にお尋ねください。

12

指定更新申請の手続

介護保険事業者が指定基準等を遵守し、適切な介護サービスを提供しているかを定期的に確認するための仕組みとして事業者の指定に6年間の有効期間が設けられています。



※介護保険事業者は **6年ごとに指定の更新**を受ける必要があります。

1 指定更新制度と指定有効期間等の確認方法

(1) 指定の更新と指定有効期間

更新日の2か月半前頃

更新日
(指定有効期間満了日)

更新対象事業所宛てに通知文書を郵送

指定更新申請の審査

※指定更新手続きについては、「介護情報サービスかながわ」に掲載している「受付スケジュール」、「申請書類」等を確認した上で、期限までに申請書類を郵送してください。(介護老人保健施設の場合は、別に県より連絡・通知します。)

(2) 指定有効期間等、事業所情報の確認方法

- ① 事業所で保管する指定通知書、指定申請書類（控）
- ② 「介護情報サービスかながわ」の介護事業所検索による事業所情報の確認

ポイント

- 貴事業所のサービスごとに指定年月日を確認してください。
- 変更届等の提出漏れがないか、実態と届出内容が乖離した状態となっていないか等を確認し、提出漏れ等があった場合には、速やかに変更届等を提出してください。

2 更新を希望しない場合

- 指定更新申請をせずに指定有効期間満了日を経過した場合、指定の効力を失い、介護保険サービスの提供ができなくなります。（指定の失効）
- こうした指定更新手続きの重要性から、更新を行わないとする場合においても、その旨の意思表示を申出書の提出により行ってください。

【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ（書式／通知）

－4. 指定更新 (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=5>)

1 変更届・加算届・廃止届・休止届等について

○介護保険事業者は、次の①から③までに該当するときは、県に届け出ることが介護保険法等により義務付けられています。

- ① 事業所の名称や所在地等の届出事項に変更があったとき
- ② 加算や減算等の介護給付費算定に係る体制等に変更があったとき
- ③ 事業を廃止、休止又は再開しようとするとき

[参考:介護保険法第75条、82条、89条、99条、115条の5、115条の25
介護保険法施行規則第131条、133条、135条、137条、140条の22、140条37]

○届出が必要な事項、その提出期限をあらかじめ確認しておき、届出事項が発生したときは、必ず提出期限までに県に届出を行ってください。

基本報酬額の改定にともなう料金表の変更については、変更届の提出は不要です。

(ただし、介護老人福祉施設・短期入所生活介護において、第4段階の料金を変更する場合には、届出が必要です)

【届出方法・提出期限等】

※老健・医療院の変更・廃止・休止は、「2 介護老人保健施設・介護医療院の各種変更等手続きについて」をご覧ください。

変更届	必ず『変更届一覧表』により、次のア～ウを確認した上で、届出を行ってください。 ア 届出が必要か、不要か イ 事前の相談が必要か、不要か ウ 必要書類は何か
加算届	ア 次のサービスの加算の届出 [訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、 通所リハビリテーション、福祉用具貸与 (介護予防サービスは省略して記載)] ⇒ <u>加算算定期間開始月の前月15日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。</u>
	イ 次のサービスの加算の届出 [短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設 (介護予防サービスは省略して記載)] ⇒ <u>加算算定期間開始月の1日まで(必着)に郵送により届出を行ってください。</u>
	ウ 加算の廃止(居宅系サービス・施設系サービス共通) 加算の算定期間を満たさなくなることが明らかになった場合には、 <u>速やかに郵送により</u> <u>加算の廃止の届出を行ってください。</u>
廃止届 休止届	廃止又は休止の日の1月前までに郵送により届出を行ってください。 <u>※事業所を休止又は廃止するときは、従業者に対し、これまでのキャリアを今後の業務に活かせるよう、実務経験証明書を発行してください。</u>
再開届	再開する日の前日までに来庁により届出を行ってください。

【申請・届出様式等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

—ライブラリ(書式／通知)

—2. 変更・廃止・休止・再開届 (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=3>)

2 介護老人保健施設・介護医療院の各種変更等手続きについて

(1) 変更に関する手続きについて

事前に許可・承認（申請）が必要な事項と変更届が必要な事項があります。

【変更許可申請・変更承認申請】

○変更する前に申請書を提出し、変更日までに県の許可（承認）を受けなければ変更できません。

○県の許可（承認）が必要な変更であるにもかかわらず、許可や承認を受けずに変更しているケースが見受けられます。必ず事前に申請して変更日までに許可（承認）を受けてください。

変更許可申請 2週間前までに申請書を提出	施設のレイアウト変更、施設の共用、敷地の変更 運営規程の変更（従業者の職種・員数、協力病院） 入所定員の増（事前に市町村に相談が必要）
管理者の変更承認申請 2週間前までに申請書を提出	管理者の変更
広告事項の許可申請 2週間前までに申請書を提出	介護老人保健施設の広告は介護保険法で制限されています。変更する場合は許可が必要です。

【変更届】

○変更届には、変更前に届出が必要なものと変更後に届出するものがあります。

事前に届出	運営規程の変更（入所定員の減、料金表）
変更後10日以内に届出	施設の名称、住居表示変更、電話・FAX番号、併設施設概要 介護支援専門員の変更、管理者の氏名・住所 協力歯科医療機関、協力病院の名称・診察科目、 定員減・料金表以外の運営規程の記載事項 法人の代表者、所在地、名称（※）、電話・FAX番号

※ 法人の合併による名称変更は、旧法人としての「廃止」、新法人としての「新規開設許可」が必要な場合がありますので、事前にご相談ください。

(2) 廃止・休止について

廃止や休止をする場合は、市町村の施設整備計画に關係するため、市町村及び県に2か月前までに事前相談を行ってください。

☆メモ☆

【経過】

○「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、高齢者虐待防止法と表記。）」が平成18年に施行されてから、16年が経過しました。

【現状】

○法の周知や高齢化の進展により、高齢者虐待の相談・通報件数や、虐待認定件数は、年々増加しています。特に養介護施設従事者等による高齢者虐待については、昨今、深刻な事案が複数報道され、本県でも深刻な状況が顕在化しています。

【法の趣旨】

○高齢者虐待防止法第5条において、「養介護施設従事者等の高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない」とされています。高齢者の権利を擁護し、高齢者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設や養介護事業における高齢者虐待の発生は、決してあってはならないことであり、養介護施設従事者等の方々は、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならぬという法の趣旨や内容を十分理解することが不可欠です。

【厚生労働省老健局長通知】

○国は令和4年3月9日、高齢者虐待の再発防止、未然防止に向けた体制整備に取り組むよう厚生労働省老健局長通知「令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について (https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000196989_00008.html) を発出しました。

【局長通知の要点】**●1 法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な対応等**

- ・本調査結果の活用による地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応、再発防止策の実施及び適切な事実確認
- ・都道府県と市町村との連携強化
- ・改善指導（勧告等）を受けた介護施設等の再発防止等に向けた改善計画（取組）に対する訪問等によるモニタリング、評価の実施
- ・性的指向・性自認（性同一性）を理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置

●2 高齢者虐待防止に係る体制整備等

- ・養介護施設従事者等による虐待防止に係る体制整備
全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることが義務づけられたこと（令和6年3月31日までの間は努力義務）を踏まえた虐待防止に向けた確実な体制整備の構築
- ・高齢者虐待防止に係る計画策定及び評価（PDCAサイクル）の実施
高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容の改善、見直しに係る課程（PDCAサイクル）の計画的な実施
- ・介護サービス相談員派遣事業等の推進

●3 新型コロナウイルスの感染拡大時における高齢者虐待への対応

- ・一人暮らし高齢者等に対する地域での見守りや養護者の地域での孤立化防止のための取組の実施
- ・地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等による訪問や電話等での状況確認及びフォーマル、インフォーマルサービスを含めた代替サービスの可能性の検討

●4 財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

●5 高齢者権利擁護等推進事業の活用

令和4年度より補助対象として追加する介護施設等における虐待防止研修を実施する講師の養成研修、介護施設等における虐待防止検討委員会の運営、研修の実施等に係る指導等のため

の専門職の派遣及び検証を行うための会議や養護者による虐待につながる可能性がある事例への専門職の派遣等の積極的な活用市町村の連携強化や積極的な高齢者権利擁護等推進事業の活用

1 高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義

- 「高齢者」とは、65歳以上の者と定義する。
- 「養護者による高齢者虐待」「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義する。
- 次の5つの類型を「高齢者虐待」と定義する。

身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、性的虐待、経済的虐待

※セルフ・ネグレクト（自虐）について

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持が出来なくなっている状態ですが、高齢者虐待防止法の範囲には含まれません。

しかしながら、この状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えている状態であり、必要に応じて高齢者虐待に準じた対応ができるように関係部署・機関の連携体制を構築することが重要とされています。

※身体拘束について

介護保険事業者・施設指定基準において、原則として禁止されています。緊急やむを得ない場合（3要件全てに該当する場合：切迫性、非代替性、一時性）以外の身体拘束は、全て高齢者虐待に該当する行為とされています。

なお、例外的に身体的拘束等を行うことができる場合の要件の規定があるサービス種別は、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護医療院です。

他のサービス種別においては、例外的に身体的拘束等を行うことは認められていません。

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待の未然防止と早期発見

（1）令和2年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談通報件数	173件	2,097件
虐待と判断した件数	52件（30.1%）	595件（28.4%）

（2）相談・通報者内訳（全国）

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計人数に対するものです。

	本人による届出	家族・親族	当該施設現職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	医師等	介護支援専門員	介護サービス相談員	地域包括支援センター	都道府県	警察	その他・不明
人数	63	332	637	237	346	75	103	5	81	52	56	403
割合	2.6%	13.9%	26.7%	9.9%	14.5%	3.1%	4.3%	0.2	3.4%	2.2%	2.3%	16.8%

相談・通報者のうち、当該施設職員、管理者等が41.2%、元職員が9.9%、合計51.1%です。

養介護施設従事者による高齢者虐待の発見に重要な役割を果たしています

（3）養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

①組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり

高齢者虐待に至る原因是多岐に渡りますが、その原因を職員個人の問題とはせず、組織として課題をとらえ取り組むことが大切です。

リスクマネジメントの見地や職員が燃え尽きないためにも、日ごろの業務の中で悩みや相談を受け止めたり、介護技術に対してアドバイスができる体制を整備するとともに、職員の労働条件の改善にも留意する必要があります。

(平成21年3月「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」P40～41)

②通報等による不利益取扱いの禁止

ア 通報義務

高齢者虐待防止法において通報義務は、養介護施設における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図り、高齢者の尊厳の保持の理念のもとサービスの質の確保や向上に資するために設けられています。

イ 守秘義務との関係

養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは「守秘義務違反」になりません(第21条第6項)。

ウ 公益通報者保護

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等を理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないことが規定されています(第21条第7項)。

また、「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

③施設職員のスキルアップのため研修等の紹介

ア 研修教材「高齢者の権利擁護に関する研修プログラム」

平成21年に県が作成した「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」の内容をパワーポイントで学べる研修プログラムを作成しました。県高齢福祉課のホームページからダウンロードできます。施設内研修にご活用ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082156.html#s2>

イ 令和4年度 神奈川県認知症介護基礎研修・認知症介護実践(実践者・リーダー)研修

県では、国の要綱に基づき、認知症介護の専門的な知識・技術を身につけることを目的とした研修を実施しています。

この研修は、認知症介護基礎研修※オンライン(eラーニング教材)

各自端末による受講(通年)

指定会場で準備されたPC機器を使用(年6回 午前・午後×3日)

認知症介護実践者研修(年4回)

認知症介護リーダー研修(年2回)

の3種類にわかれています。介護の経験や技量、役職等に応じて、段階的に学ぶことができるようになっております。ぜひ、積極的にご受講ください。

なお、実施スケジュールは「介護情報サービスかながわ」のHPをご確認ください。

(※ 令和4年度は新型コロナウイルス感染症の状況等により予定回数・定員に変更の可能性あり)

介護情報サービスかながわ ⇒ 事業者 ⇒ ライブナリ ⇒ 12. 認知症介護の研修

<https://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=13>

3 養護者による高齢者虐待の早期発見

(1)令和元年度の養護者による高齢者虐待の件数

	神奈川県	全国
相談・通報件数	2,221件	35,774件
虐待と判断した件数	909件(40.9%)	17,281件(48.3%)

(2) 相談・通報者内訳(全国)

※複数回答。構成割合は、相談・通報者の合計人に対するものです。

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他・不明	
人数	11,698	1,673	1,265	684	2,427	3,127	546	2,288	11,978	2,716	
割合	30.4%	4.4%	3.3%	1.8%	6.3%	8.1%	1.4%	6.0%	31.2%	7.0%	

相談・通報者の30.4%が、介護支援専門員・介護保険事業所職員です。
養護者による高齢者虐待の発見において重要な役割を果たしています。

(3) 養護者による高齢者虐待の早期発見

①観察によって早期発見を

高齢者が介護保険サービスを利用している場合、担当の介護支援専門員や介護保険事業所職員は、高齢者や養護者・家族等と接する機会も多いことから、高齢者の身体面や行動面の変化、養護者・家族等の様子の変化などを専門的な知識を持って常に観察することが重要です。

②協力して対応を

介護保険サービスでは、様々な職種が協力して、一人の高齢者を支えています。

虐待が疑われる事例などは、サービス担当者会議を開催するなどして、様々な職種が関わり、高齢者を介護する養護者を支援していくことが非常に重要です。

③養護者による高齢者虐待の早期発見と通報

高齢者虐待防止法では、高齢者の福祉に業務上関係のある団体や職員などは、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。（第5条）

また、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに市町村に通報しなければならない。（第7条第1項）第1項に定める場合のほか、養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報するよう努めなければならない。

（第7条第2項）

この場合の通報は、守秘義務違反にはなりません。（第7条第3項）。

④ やむを得ない事由による措置

高齢者虐待防止法の第9条第2項により、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合、高齢者を一時的に保護するため、老人福祉法第11条等の措置を、市町村は行います。ご協力をお願いします。

4 神奈川県内の高齢者虐待相談・通報窓口

○県内市町村の相談窓口や、施設職員のための高齢者虐待防止の手引き等を次ページに掲載しています。

【高齢者虐待防止のために】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/>

未然防止の体制づくりに役立ちます。
事後対応や再発防止についても紹介しています。

15

介護サービス情報の公表制度

平成18年4月にスタートした「介護サービス情報の公表」制度は、介護サービスの利用に際し、利用者やその家族等が自ら事業所の選択ができるよう支援するための仕組みとして介護保険法で定められている制度で、平成30年4月から、指定都市（横浜市、川崎市及び相模原市）に係る事務・権限は各指定都市へ移譲されました。

公表の対象となるサービスを実施している全ての事業者は、基本情報と運営情報の報告（調査票の提出）及び公表手数料の納入が義務付けられています。

なお、訪問調査は、県が定める「介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき実施しており、訪問調査の対象となる事業者は、調査手数料の納入も義務付けられています。

1 公表対象サービスについて

- 前年の介護報酬の支払額（利用者負担額を含む。）が100万円を超えたサービスが公表の対象（※1）となります。公表の対象となるサービスは、県から郵送する『計画通知書』（※2）に記載していますのでご確認ください。

ポイント

- ※1 例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を実施している事業所で、訪問看護のみ介護報酬の支払実績が100万円を超えていた場合、訪問看護のみが対象となります。
- ※2 県から郵送する『計画通知書』は重要な書類です。1年間大切に保管してください。なお、公表対象サービスを実施する事業所のみに発送いたします。

2 手数料について

- 公表手数料（公表事務に関する費用）及び調査手数料（調査事務に関する費用）は、所定の納入通知書により、お近くの金融機関（ゆうちょ銀行を除く。）でお支払いください。
- これらの手数料は、県における介護サービス情報の公表制度を円滑に運用するために、指定情報公表センター及び指定調査機関の運営費用として使われます。

注意

- ※ 平成29年度までは、既存の事業所に対して、7月初旬に計画通知書及び納入通知書等を送付し、調査票入力期限の約1～2カ月前に改めてお知らせを送付していましたが、平成30年度以降は、調査票提出期限の1～2カ月前に計画通知書及び納入通知書等を送付します。 納入通知書は、『計画通知書』が入っている封筒に同封していますので、納入期限までに必ずお支払いください。

3 報告（調査票の提出）について

(1) 報告の内容（基本情報調査票と運営情報調査票）

	基本情報調査票	運営情報調査票
報告内容	事業所の名称、連絡先、人員体制、営業時間などの事業所の基本的な情報	事業所の実施サービスの内容に関する事項、運営状況に関する事項などの情報
報告対象事業所	公表の対象となる全ての事業所	公表の対象となる全ての事業所 (※令和4年2月1日以降に指定された事業所を除く。)

ポイント

＜基本情報＞

公表後に内容を修正することができますので、内容に変更があった場合は、適宜修正を行ってください。併せて変更の届出も必要な場合は、必ず県に対し変更届を提出してください。

＜運営情報＞

公表後に内容を変更することができませんのでご注意ください。

4 訪問調査について

- 令和4年度の訪問調査は、平成12年度、平成15年度、平成18年度、平成21年度、平成24年度、平成27年度、令和2年度～令和4年度に新規に指定を受けたサービスについて実施します。なお、訪問調査の有無については『計画通知書』にも記載しています。

【訪問調査が免除されるサービス】

- 調査対象サービスの中で第三者性がある評価機関により次のア～オに規定する評価を令和3年度（2021年4月1日～2022年3月31日）に受審した事業所にあっては、事業者自らサービスの質の向上に取り組んでいることから、情報公表制度に係る訪問調査の対象サービスから除外されます。計画通知書受領後、事業所自らの申出をもって申請することとし、申請がない場合は、計画に沿って訪問調査を行うこととなります。

- ア 福祉サービス第三者評価
- イ 地域密着型サービス外部評価（実施回数緩和適用の事業所を含む）
- ウ 介護サービス評価
- エ 特定施設外部評価
- オ その他、公正、客観性があると県が認めた評価

注意

※令和2年度に「介護サービス情報の公表」制度に基づく調査を受けていたとしても、この調査によって今年度の訪問調査が免除となることはありませんので、ご注意ください。

- 公表に応じない業者への対応（介護保険法第115条の35）
 - 4 (略) 当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。
 - 6 (略) 開設者が第四項の規定による命令に従わないときは、(略) 許可を取り消し、又は期間を定めてその指定もしくは許可の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

1 介護職員処遇改善加算

- 介護職員処遇改善加算（以下「処遇改善加算」という。）は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続するために、平成24年度から交付金を円滑に介護報酬に移行し、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設されたものです。平成27年度、平成29年度、平成30年度の改定を経て5区分となりましたが、加算IV、加算Vは、令和4年3月31日で廃止となり、現在は3区分となります。
- 交付金を受けていた事業所・施設は、原則として交付金による賃金改善の水準を維持することが求められます。
- 賃金改善額が処遇改善加算額を上回る必要があります。
- 加算区分は「キャリアパス要件」「職場環境要件」を満たしているかによって要件が異なります。

加算区分	算定要件（賃金改善以外の要件）
加算I (介護職員1人当たり月額37,000円相当)	キャリアパス要件I、II、III、職場環境環境要件の全てを満たす
加算II (介護職員1人当たり月額27,000円相当)	キャリアパス要件I、II、職場環境要件の全てを満たす
加算III (介護職員1人当たり月額15,000円相当)	キャリアパス要件I又はII、職場環境要件を満たす

キャリアパス要件I…職位・職責・職務内容等に応じた任用等の要件と賃金体系を定めていること。その内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

キャリアパス要件II…資質向上の目標及び計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること。資格取得のための支援を実施すること。その内容について、全ての介護職員に周知していること。

キャリアパス要件III…経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること（※1）。その内容について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知していること。

（※1）「経験に応じて昇給する仕組み」、「資格等に応じて昇給する仕組み」、「一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み」のいずれか。

職場環境要件…賃金改善以外の処遇改善を実施し、全ての介護職員へ周知していること

○加算算定対象外サービス

- (介護予防) 訪問看護
- (介護予防) 訪問リハビリテーション
- (介護予防) 居宅療養管理指導
- (介護予防) 福祉用具貸与
- 特定（介護予防）福祉用具版壳
- 居宅介護支援、介護予防支援

2 介護職員等特定処遇改善加算

○介護職員等特定処遇改善加算（以下「特定加算」という。）は、経験・技能のある職員に重点化しつつ、介護職員の更なる処遇改善という趣旨を損なわない程度において、一定程度他の職種の処遇改善も行うことができることとされている。

○加算区分は特定加算（I）、特定加算（II）があり、他の所定の加算の取得状況によって算定できる区分が異なります。

○特定加算の算定要件は次のとおりです。

① 賃金改善要件

賃金改善の見込み額が特定加算の見込み額を上回ること

② 介護福祉士の配置等要件（特定加算Iのみ）

サービス提供体制強化加算（I）又は（II）の区分（※2）、の届出を行っていること。

（※2）訪問介護にあっては特定事業所加算（I）又は（II）、特定施設入居者生活介護等にあってはサービス提供体制強化加算（I）若しくは（II）又は入居継続支援加算（I）若しくは（II）、介護老人福祉施設等にあってはサービス提供体制強化加算（I）若しくは（II）又は日常生活継続支援加算（I）若しくは（II）。

③ 処遇改善加算要件

処遇改善加算（I）から（III）までのいずれかを算定していること（特定加算と同時に処遇改善加算に係る処遇改善計画書の届出を行い、算定される場合を含む。）。

④ 職場環境等要件

賃金改善以外処遇改善の内容を全ての職員に周知していること（処遇改善等計画書別紙1表4の「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」、「生産性の向上のための業務改善の取組」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに1以上の取組を行うこと。

なお、処遇改善加算と特定加算において、異なる取組みを行うことまでを求めるものではないこと。

⑤ 見える化要件

特定加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等により公表していること。具体的には、介護サービスの情報公表制度を活用し、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を記載すること。（公表制度の対象となっていない場合等には、各事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表すること。）

○加算配分対象と配分方法

1 グループ分けの考え方

a 経験・技能のある介護職員

→勤続10年以上の介護福祉士を基本としつつ、各事業者の裁量で設定が可能。

b 他の介護職員

→経験・技能のある介護職員を除く介護職員

c その他の職種

→介護職員以外の職員

2 事業所における配分方法

3 グループそれぞれにおける平均賃金額等について、次のとおりとするが、グループ内での一人ひとりの賃金改善額は柔軟な設定が可能である。

- a グループのうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円（賃金改善実施期間における平均）以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上（現に賃金が年額440万円以上の者がいる場合にはこの限りでない）であること。ただし、小規模事業所等で加算額全体が少額である場合等については、当該賃金改善が困難な合理的な説明が必要である。
- a グループの賃金改善に要する費用の見込額の平均額が、b グループの平均額より高いこと。
- b グループの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、c グループの平均額の2倍以上であること。ただし、c グループの平均賃金額が、b グループの平均賃金額の見込額を上回らない場合はこの限りではない。
- c グループの賃金改善後の賃金見込額が年額440万円を上回らないこと。（賃金改善前の賃金が年額440万円を上回る場合は賃金改善の対象とならない。）

○特定加算についても、既存の処遇改善加算と同様に法人単位の申請が可能です。（取得区分が異なる事業所があっても一括して申請可能です。）

○加算を取得するためには年度ごとに処遇改善計画書と実績報告書の提出が必要です。
様式等は以下に掲載されています。

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ

→ ライブドア（書式／通知）

→ 0. 介護職員処遇改善加算・介護職員特定処遇改善加算

<http://www.rakuraku.or.jp/kaiho2/60/lib.asp?topid=19>

3 介護職員等ベースアップ等支援加算

○令和4年10月の介護報酬改定において、令和4年2月から9月までの介護職員処遇改善支援補助金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定加算に加え、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「ベースアップ等加算」という。）が創設されました。これは、基本給等の引上げによる賃金改善を一定求めつつ、介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとされている。

○ベースアップ等加算の算定要件は次のとおりである。

① ベースアップ等要件

賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。

② 処遇改善加算要件

処遇改善加算（I）～（III）のいずれかを算定していること。

○加算率

現行の介護職員処遇改善加算等と同様、介護サービス種類ごとに、介護職員数に応じて設定された一律の加算率を介護報酬（※3）に乘じる形で、単位数を算出します。

（※3）現行の処遇改善加算等の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出

4 令和4年度介護職員処遇改善加算取得促進支援事業

神奈川県では、介護職員処遇改善加算の新規取得や、より上位の加算区分の取得を促進するために、介護職員処遇改善加算取得促進支援事業を行っています。

なお、当事業は公益財団法人介護労働安定センターに委託しています。

○事業内容

①介護職員処遇改善加算取得促進セミナー

介護職員処遇改善加算の取得のための賃金の改善、キャリアパスの構築、職場環境要件に関する説明及び介護職員等特定処遇改善加算に関する説明を行います。

なお、会場に参加者を募集して開催する集合型セミナーではなく、オンラインセミナーを実施します。

配信期間：令和4年11月14日（月）10時から令和4年11月21日（月）17時まで

（配信期間中は24時間視聴可能です。ただし、最終日は17時をもって配信終了となるため、17時までに視聴を完了できるようご視聴ください。）

○参加対象○

次の1から3または1・2・4を満たす事業所が対象です。

- 1 神奈川県内（横浜市、川崎市及び相模原市を除く）の事業所
- 2 介護職員処遇改善加算対象サービス事業所（地域密着型サービス含む）
- 3 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）（Ⅲ）及び届出をしていない事業所
- 4 特定処遇改善加算の届出をしていない事業所

②個別相談

事業所に社会保険労務士を派遣し、加算の取得に必要な賃金の改善、キャリアパスの設定、資質の向上、労働環境の改善に係る就業規則の整備等に関する具体的な手順や内容の助言を行います。なお、個別相談に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、電話、メール、FAX、オンライン相談等による対面を伴わない方法による相談も可能とします。

○支援対象○

次の1から3または1と2と4を満たす事業所が対象です。

- 1 神奈川県内（横浜市、川崎市及び相模原市を除く）の事業所
- 2 対象サービスは、居宅系サービス、施設系サービス及び地域密着型サービス
- 3 処遇改善加算Iを取得していない事業所で、新規で加算取得の申請をする事業所、現行加算から上位加算区分への移行を申請する事業所、介護職員等特定処遇改善加算の申請をする事業所
- 4 特定処遇改善加算を取得していない事業所

取得促進セミナーの参加申込・個別訪問相談の支援申込については、下記にお問い合わせください。

【問合せ先】 公益財団法人 介護労働安定センター 神奈川支部

住所：神奈川県横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8階

電話：045-212-0015

FAX：045-212-0016

E-mail：kanagawa@kaigo-center.or.jp

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正により、平成24年4月1日から、介護福祉士及び一定の研修を終了した介護職員等は、診療の補助として喀痰吸引等の「医療的ケア」を行うことを業とすることが可能になりました。

1 介護職員等による喀痰吸引等

(対象となる医療行為)

- たんの吸引(口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部)
- 経管栄養(胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養)

※実際に介護職員等が実施できるのは、都道府県知事の認定を受けた上記行為の一部又は全部です。

(実施できる者)

医師の指示、看護師等との連携の下において、次の認定を受けた者

- 認定特定行為業務従事者
(具体的には、一定の研修(社会福祉士及び介護福祉士法に定める「喀痰吸引等研修」等)を修了し、都道府県知事が認定したホームヘルパー等の介護職員、介護福祉士、特別支援学校教員、経過措置対象者等)
- 介護福祉士
(介護福祉士登録証に実地研修を修了した喀痰吸引等行為が附記されていること)

(実施される場所)

- 特別養護老人ホーム等の施設
- 在宅(訪問介護事業所等からの訪問)

} などの場において、認定特定行為業務従事者による喀痰吸引等は登録特定行為事業者により、介護福祉士による喀痰吸引等は登録喀痰吸引等事業者(注)により行われる。

【たん吸引等に関するQ&A(その1)】

(Q) 現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員(ヘルパー等)は全てたん吸引等の研修(喀痰吸引等研修)を受けて認定されなければならないのですか。

(A) すべての人が受ける必要はありません。ただし、現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。また、認定を受けていなければ、たんの吸引等が行えないことは言うまでもありません。

(Q) 介護職員実務者研修等において、医療的ケアの科目を履修しましたが、「実地研修を除く」類型となっています。その場合、認定特定行為業務従事者となることはできますか。

(A) 介護職員実務者研修等(社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第1号から第3号まで若しくは第5号の規定に基づく養成施設若しくは学校又は同項第4号の規定に基づく高等学校若しくは中等教育学校)において医療的ケアの科目を履修した者であっても、実地研修を除く類型で履修を完了した場合、それだけでは認定特定行為業務従事者として認定を受けることや喀痰吸引等業務を行うことはできません。(介護職員実務者研修等実施機関ごとに実地研修を含む類型の受講が可能であるか否か異なりますので、確認することをお勧めします。)

その場合、改めて登録研修機関等により必要となる実地研修を履修したのち、認定特定行為業務従事者として認定を受けてください。

2 登録特定行為事業者、登録喀痰吸引等事業者

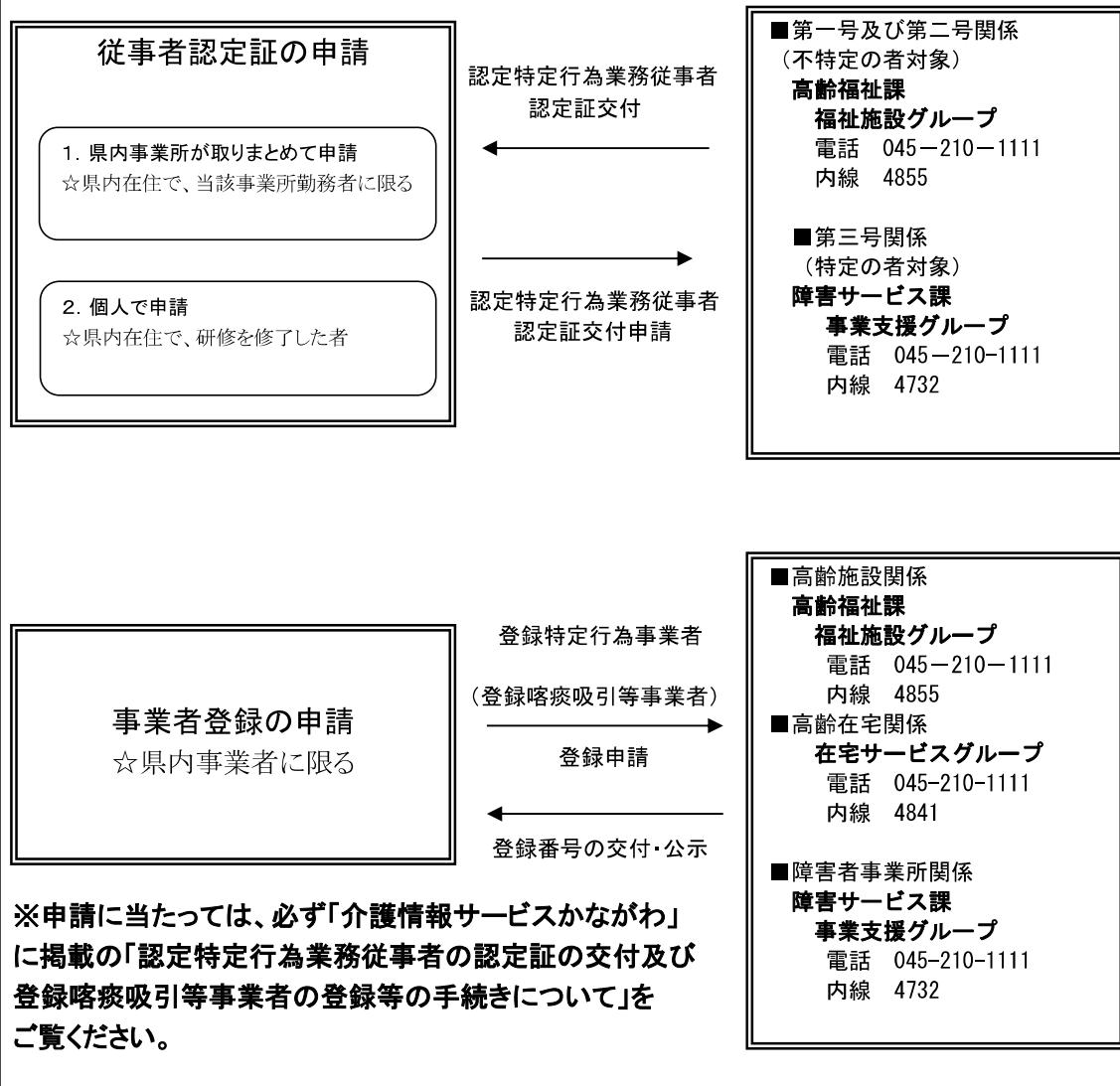
- 自らの事業の一環として、たんの吸引等の業務を行う者は、事業所ごとに県知事に申請し、登録を受けることが必要です。

<対象となる施設・事業所等の例>

- 介護関係施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等)
- 在宅(訪問介護、居宅介護・重度訪問介護(移動中や外出先を含む)等)、生活介護、特別支援学校)
- 障害関係施設(障害者支援施設、グループホーム等)

※ 医療機関は対象外です。

<認定特定行為業務従事者の認定申請及び登録特定行為事業者の登録申請の流れ>



【たん吸引等に関するQ&A(その2)】

- (Q) 事業所は全て登録特定行為事業者(登録喀痰吸引等事業者)となる必要がありますか。
- (A) すべての事業所や施設が登録事業者となる必要はありません。ただし、当該事業所等において認定特定行為業務従事者や介護福祉士にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

3 登録研修機関

- たんの吸引等の研修を行う機関は県知事に申請し、登録を受けることが必要です。(全ての要件に適合していること)

【登録の要件】

- ☆基本研修、実地研修を行うこと
- ☆医師・看護師等が講師として研修業務に従事(※准看護師は対象外)していること
- ☆研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合していること
- ☆その他具体的な要件について省令の定めに従うこと

※講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは可能(第3号研修に限る)

- 『喀痰吸引等研修』のカリキュラムは「講義+演習+実地研修」、類型は次の3種類です。
- ・第1号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)全てについて実地研修を修了する類型)
 - ・第2号研修(不特定多数の者対象・喀痰吸引等の各行為(5行為)のうち、任意の行為について実地研修を修了類型)
 - ・第3号研修(特定の者対象、対象者(行為)ごとに実地研修について再受講が必要)

【たん吸引等に関するQ&A(その3) 研修関係～特定の者対象(省令第3号研修)】

- (Q) 特定の者を対象とする研修については、当初、対象となる者(行為)が存在することが前提となるのですか。

また、対象者が存在しない場合においても予め「喀痰吸引等研修の課程のうち、講義及び(評価を伴わない)シミュレーター演習」のみを受講しておいたのち、対象者に対し喀痰吸引等行為が必要である事態が生じた時点で現場演習及び実地研修を受講することは可能ですか。

- (A) 登録研修機関(特定の者対象～省令第3号研修)において基本研修のうち、予め8時間の講義+(評価を伴わない5種類の)シミュレーター演習を受講することは可能です。

ただし、登録研修機関等においては、上記の取扱いを行う場合、次の条件が必要になります。

- ① 相当期間経過したのちの研修(現場演習+実地研修)受講となるが、研修初回であることから研修時の事故回避の観点からも簡易なシミュレーター等を用いての現場演習は必須であり、指導看護師から現場演習において一連の行為が問題なく行えると評価を受けたのち、対象者に対し直接行為を行う「実地研修」に移ること。
- ② ①の取扱いにより研修を実施する場合においても、初回受講については「講義+(評価を伴わない5種類の行為)シミュレーター演習」に加え、相当期間経過した後においても

「(特定の行為)の簡易なシミュレーター等を用いての評価を伴う現場演習+対象者に対する特定の行為を直接行う実地研修」までを当初受講した登録研修機関において責任を持って修了させることとする。(ただし現場演習+実地研修については受講生の所属する事業所等への委託も可能である。その場合、登録研修機関として実地研修先から研修実施責任者や指導責任者等を記した承諾書を得ておくことが必要)

(③) なお、上記①、②の取扱いによらず、登録研修機関等において事故回避等の責任上上記のカリキュラムの分離を認めない取扱いをすることを何ら妨げるものではないことを申し添える。

(Q) 特定の者対象(省令第3号)研修について当初全課程を修了した者が、新たな対象者や行為を行う場合の取扱いについて実地研修からの受講が必要であると承知していますが、現場演習の取扱いは具体的にはどのようになるのですか。

(A) 当初、特定の者対象(省令第3号)研修を全課程修了した者については、国の要綱上、実地研修からの受講が必要となるが、その際に現場演習を行ったうえで対象者に対し直接行為を行う実地研修に移ることは望ましいことといえます。

また、国研修実施要綱では、基本の研修カリキュラムを示していますが、全課程を受講した者であっても、登録研修機関等がその責任上、安全性を担保するうえで現場演習を実施すること及び評価を行うことを妨げるものではありません。

なお、受講生はそれぞれの研修実施先のカリキュラムが国の実施要綱に準拠していることを確認の上、各実地研修先に問い合わせ、受講先を選択することができます。

【登録の要件】

☆医師、看護職員等の医療関係者との連携の確保

☆記録の整備その他安全かつ適正に実施するための措置

(注) 登録特定行為事業者と登録喀痰吸引等事業者では、次のとおり要件に違ひがあります。

- ・登録特定行為事業者→喀痰吸引等は、実地研修を修了した認定特定行為業務従事者に行わせること。
- ・登録喀痰吸引等事業者→喀痰吸引等は、実地研修を修了した介護福祉士に行わせること。また、実地研修を修了していない介護福祉士等に対し、医師・看護師等を講師とする実地研修を行うこと。

※本県では、登録喀痰吸引等事業者の登録を平成29年7月から開始しました。

☆具体的な要件については省令で定めている

※登録特定行為事業者の指導監督に必要な届出、報告徴収等の規定を整備

【各種申請の様式・申請方法等の掲載場所】

「介護情報サービスかながわ」(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>)

－ライブラリ(書式／通知)

－15. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib.asp?topid=23>)

介護サービス事業者（法人）は、事業の適正な運営を確保するため、法令遵守等の業務管理体制を整備し、関係行政機関に届け出ることが義務付けられています。

業務管理体制の届出が行われていない場合、介護保険法第115条の32に違反し、法令違反となります。届出を行っていない事業者（法人）は、速やかに届け出てください。

1 事業者が整備する業務管理体制

- 介護サービス事業者（法人）は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて、次のとおり業務管理体制を整備しなければなりません。

事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上
業務管理体制の内容	①法令を遵守するための体制の確保に係る責任者（「法令遵守責任者の選任」）		
	②業務が法令に適合することを確保するための規程の整備（「法令遵守規程の整備」）		
	③業務執行の状況の監査の実施（「業務執行状況の監査」）		

注意

※事業所等の数には、介護予防サービス事業所、介護予防支援事業所及び地域密着型サービス事業所の数は含みますが、**病院等が行うみなし指定の事業所の数は含みませんので、みなし事業所のみの法人については届出の必要はありません。**

2 届出先

- 介護サービス事業者（法人）は、整備した業務管理体制の内容を次の区分により関係行政機関へ届け出なければなりません。

区分	届出先
(1)事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者	事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者
	事業所等が1又は2の地方厚生局管轄区域に所在する事業者
(2)地域密着型サービス（介護予防を含む）事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村
(3)すべての事業所等が1の都道府県に所在する事業者	下記以外の事業者
	すべての事業所等が1の指定都市内に所在する事業者
	すべての事業所等が1の中核市内に所在する事業者

注意

※事業所の新規指定、廃止等に伴い、所管先に変更があった場合は、**変更前、変更後のそれぞれの関係行政機関に届出を行う必要があります。**

3 変更届について

- 次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく、変更届を提出しなければなりません。
- 指定又は許可を受けている事業所数により、業務管理体制の整備の内容が変わります。新規事業所の指定を受けたときは、法人が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

【変更届出事項】

- 1 法人の種別、名称（フリガナ）
 - 2 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、FAX番号
 - 3 法人代表者の氏名（フリガナ）、生年月日、住所、職名
 - 4 事業所等の名称、所在地（※）
 - 5 法令遵守責任者の氏名、生年月日
 - 6 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（事業所等の数が20以上の法人のみ）
 - 7 業務執行の状況の監査の方法の概要（事業所等の数が100以上の法人のみ）
- ※法人が運営する事業所等の数の増減により、整備する業務管理体制の内容に変更があった場合（例えば、事業所等の数が20未満から20以上100未満に変わった場合など）のみ、変更の届出が必要です。**

【業務管理体制の整備の届出方法や変更届等の様式等について】

- 様式、記入要領、業務管理体制の概要是、以下に掲載しています。
「介護情報サービスかながわ」
—ライブラリ（書式／通知）
 - 8. 各種届出（業務管理体制・老人福祉法の届出・生活保護法の届出）等
 - 業務管理体制の整備に係る届出

注意

(<http://www.rakuraku.or.jp/kaigo2/60/lib-list.asp?id=610&topid=20>)

※厚生労働省や地方厚生局、指定都市、中核市その他市町村に届出を行う場合の届出様式は、それぞれの行政機関にお問い合わせください。

4 業務管理体制整備の確認検査について

- 神奈川県では、事業者の業務管理体制の整備状況を検証するため、報告の徴収、事業者の本部・関係事業所等への立入検査などを実施しております。
- 立入検査において、問題点が確認された場合、必要に応じて行政上の措置（勧告、命令）を行うことがあります。

【検査の種類】

- 一般検査・・・届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、定期的（概ね6年に1回）に実施

[今年度の実施予定]

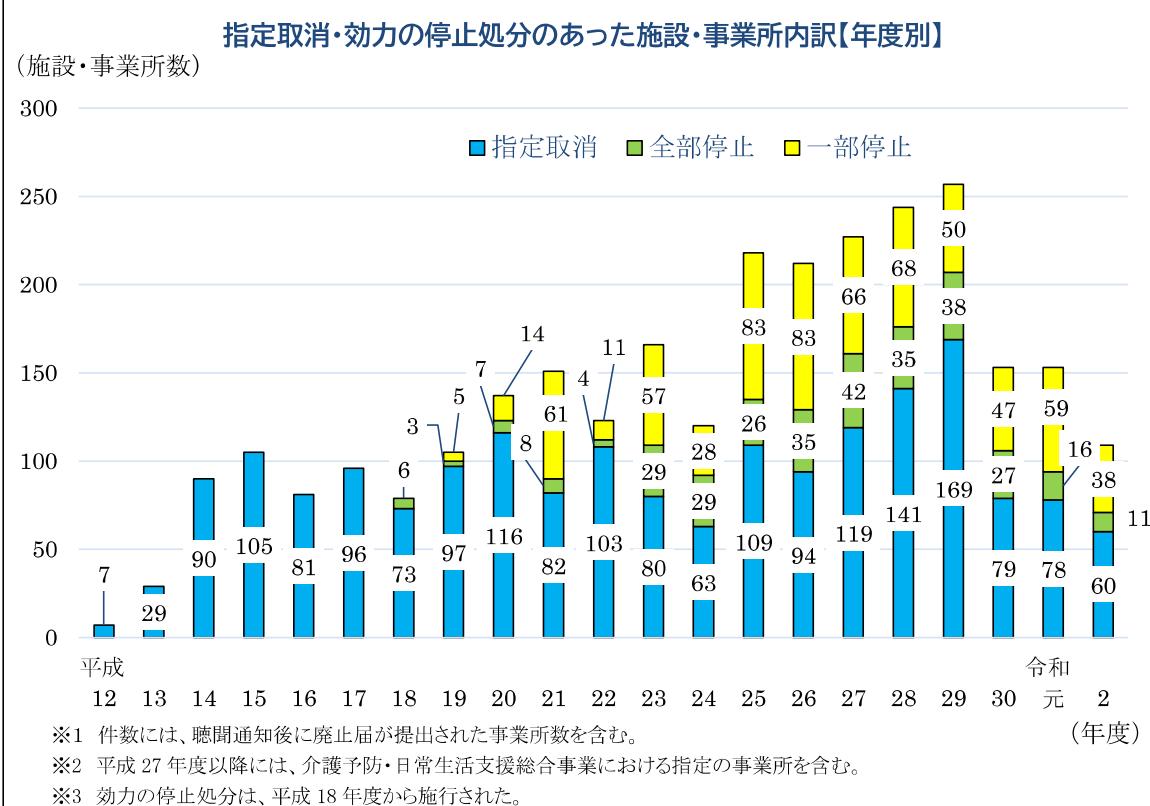
- 実施時期 令和4年11月1日から11月30日（予定）
 - 実施方法 書面検査により実施
 - 対象事業者 「介護情報サービスかながわ」内に対象事業者を掲載
 - その他 「介護情報サービスかながわ」のメール配信により実施等を通知しますので、メールにご注意ください。
- 特別検査・・・指定介護サービス事業所等の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施（①業務管理体制の問題点を確認し、その要因を検証、②指定等取消処分事案への組織的関与の有無を検証）

1 厚生労働省調査結果（全国の状況）

（1）介護サービス事業所の指定取消・効力停止処分

厚生労働省の「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 参考資料（令和4年3月）」によると、平成12年度の介護保険制度導入から令和2年度までの指定取消・効力の停止処分を受けた事業所数は2,857事業所に上っています。令和2年度に処分を受けたのは109事業所でした。

内訳は、指定取消60事業所、全部停止11事業所、一部停止38事業所となっています。指定取消については、最も重い行政処分であり、介護サービス事業所としての指定が取り消され、介護報酬を一切請求できない状態になります。次に重いのは全部停止で、一定期間介護保険に関する権利の全部行使できなくなります。一部停止は、行政庁（指定権者）が指定した一部の効力が停止となる処分のことです。具体的には、「6か月間の新規利用者の受け入れ停止」や「介護報酬請求の上限を7割に設定（介護報酬の30%減）」などが挙げられます。



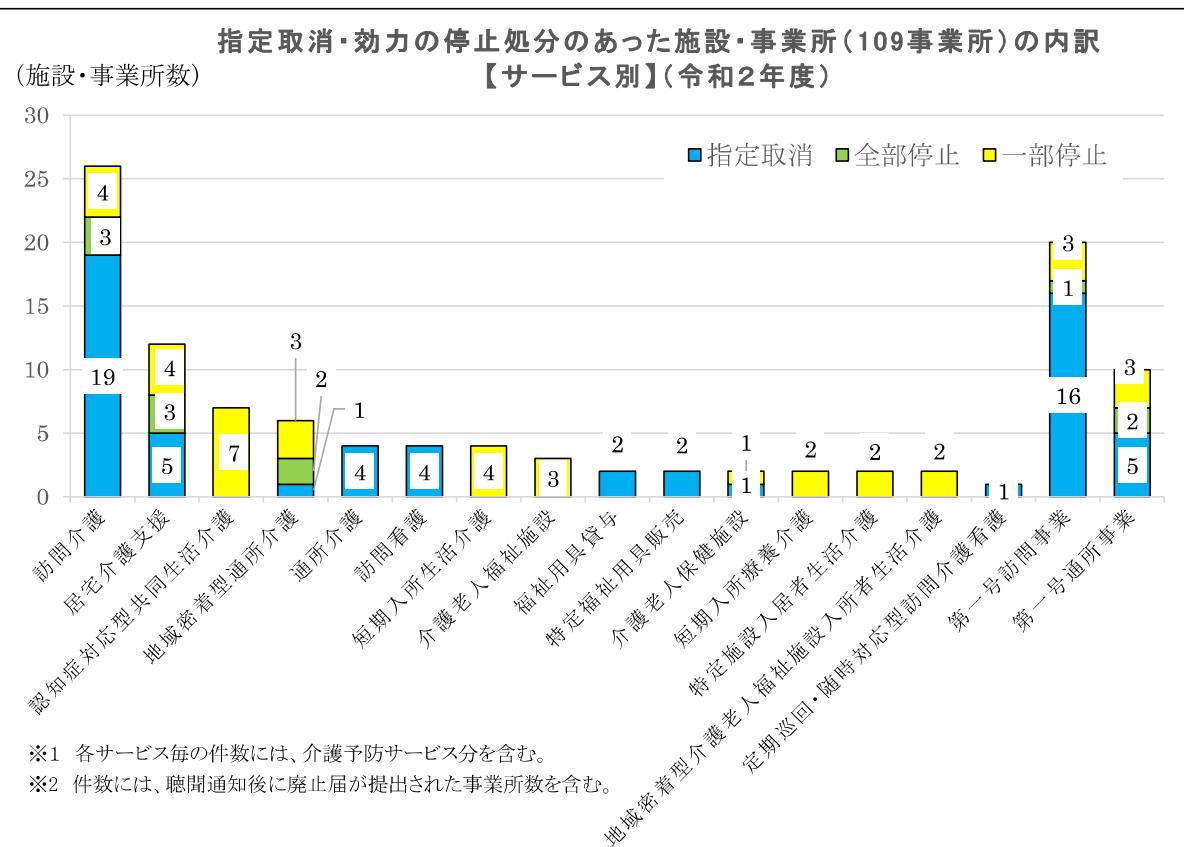
（2）指定取消・効力の停止事由の状況

令和2年度の主な指定取消事由は、多い順に「不正請求（51.7%）」、「法令違反（31.7%）」、「虚偽報告（20.0%）」、「虚偽申請（18.3%）」、「人員基準違反（15.0%）」、「虚偽答弁（13.3%）」及び「運営基準違反（13.3%）」となっています。（※令和2年度の指定取消件数を100とした割合）

平成26年度以降をみると、指定取消事由及び効力の停止事由ともに、「不正請求」が最も多くなっています。

(3) 指定取消を受けた最も多い介護サービスは訪問介護

令和2年度に指定取消・効力の停止処分を受けた介護サービス事業所をサービス別に見た場合、訪問介護 26 事業所、第一号訪問事業 20 事業所、居宅介護支援 12 事業所であり、この3業態で全体の約 53% を占めています。訪問介護では、そのサービスでの処分全体の 73% (19 事業所) が指定取消処分となっています。



訪問介護事業所の指定取消事由の状況 (処分根拠: 法第 77 条第 1 項) ※複数回答	件数
介護給付費の請求に関して不正があった (第 6 号)	15
帳簿書類の提出命令等に従わず、又は虚偽の報告をした (第 7 号)	8
設備及び運営に関する基準に従って適切な運営ができなくなった (第 4 号)	6
質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げた (第 8 号)	6
人員について、厚生労働省令で定める基準を満たすことができなくなった (第 3 号)	4
介護保険法その他保健医療若しくは福祉に関する法律に基づく命令に違反した (第 10 号)	3
要介護者の人格を尊重する義務に違反した (第 5 号)	2
不正の手段により指定を受けた (第 9 号)	—
その他 (第 1 号、第 2 号、第 11 号、第 12 号、第 13 号)	2

出典: 厚生労働省

令和2年度の訪問介護事業所の指定取消事由を見ると、「不正請求」15 件、「虚偽報告」8 件、「運営基準違反」6 件、「虚偽答弁・検査拒否・妨害」6 件、「人員基準違反」4 件、「法令違反」3 件、「人格尊重義務違反」2 件、「その他」2 件となっており、「不正請求」を事由とする処分が最も多くなっています。

2 神奈川県内の状況

(1) 情報提供

令和3年度に、県に寄せられた介護保険に関する苦情・通報等の情報については、市町村等からの任意の情報提供、監査実施の要請も含めて7件であり、そのほとんどが市町村等公的機関から直接県に寄せられている。介護サービス種別で見ると「介護老人福祉施設」及び「特定施設入居者生活介護」に関する情報提供が多くなっている。

【情報提供受付件数】

区分・年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県に直接寄せられた情報提供	4	1	3
県国保連から県への情報提供	0	0	0
県内市町村から県への情報提供	1	4	4
その他の機関から県への情報提供	4	1	0
合 計	9	6	7

【情報提供者別の件数】

区分・年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者（家族・知人を含む）からの情報提供	2	1	1
従業員（元従業員を含む）情報提供	2	0	0
市町村等公的機関からの情報提供	5	4	4
その他	0	1	2
合 計	9	6	7

【事業所等のサービス種別件数】

区分・年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
居宅サービス事業者	6	3	4
訪問介護	3	2	1
通所介護	0	0	0
特定施設入居者生活介護	0	1	2
その他	3	0	1
介護保険施設	2	3	3
介護老人福祉施設	2	2	3
介護老人保健施設	0	1	0
介護療養型医療施設	0	0	0
介護医療院	0	0	0
その他・不明	1	0	0
合計	9	6	7

(2) 監査の契機

情報提供の情報を元に令和3年度は8件（新規分）の監査を実施した。

		令和元年度	令和2年度	令和3年度
情 報	利用者（家族、知人等）からの情報	0	3	0
	従業員（元従業員）からの情報	3	0	2
	市町村等公的機関からの情報	0	3	0
	監査等から得た情報その他の情報	0	2	1
小計		3	8	3
通 知	指導担当課（所）からの通知	4	2	0
	市町村からの通知	3	9	5
	小計	7	11	5
合計		10	19	8

(3) 監査の実施件数

令和3年度においては、8件（新規分）の監査を実施した。前年度からの継続も含む実施結果（新規2件及び前年度から継続4件）は「指定の効力の停止」1件、「改善勧告」3件、「文書通知」2件、翌年度への継続6件となっている。

介護サービス種別に見た場合、監査実施件数が多かったのは、「（予防）特定施設入居者生活介護」となっている。

【令和3年度の介護サービスごとの監査実施状況】

		実施件数			計	結果 通知 件 数						監査継続
介護予防以外	介護予防		3年度新規	前年度から継続		指定取消	指定の効力の停止	命令	改善勧告	文書通知	指導事項なし	
	訪問介護	2	0	2	2	0	1	0	1	0	0	
	訪問看護	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	
	短期入所生活介護	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	特定施設入居者生活介護	2	2	0	1	0	0	0	1	0	0	
	福祉用具貸与	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
	介護老人福祉施設	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
小計		8	5	3	4	0	1	0	2	1	0	4
介護予防	介護予防 訪問看護	1	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0
	介護予防 短期入所生活介護	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	介護予防 特定施設入居者生活介護	2	2	0	1	0	0	0	1	0	0	1
	小計	4	3	1	2	0	0	0	1	1	0	2
令和3年度合計		12	8	4	6	0	1	0	3	2	0	6
令和2年度合計		24	19	5	20	0	1	0	12	7	0	4
令和元年度合計		16	10	6	10	0	0	0	10	0	0	6

(4) 神奈川県の処分事例

○処分の要件

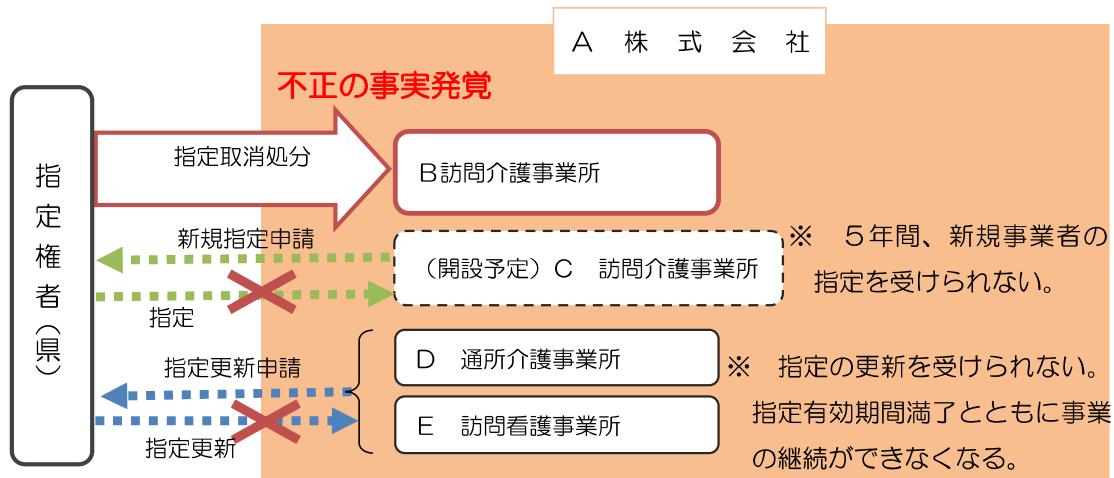
事業所指定後、以下の事由に該当する場合には指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力を停止することがあります。

- ① 法人又は法人の役員について、禁錮以上の刑又は介護保険法を含む国民の保健医療・福祉に関する法律、労働に関する法律で罰金の刑に処せられたとき。
- ② 指定を行うに当たって付された条件に違反したとき。
- ③ 条例で定める人員配置基準を満たすことができなくなったとき。
- ④ 条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正なサービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- ⑤ 介護保険法等を遵守し、要介護者等のため忠実に職務を遂行する義務に違反したとき。
- ⑥ 介護サービス費の請求に関し不正があったとき。
- ⑦ 県知事からの報告又は、帳簿書類の提出・提示命令に従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
- ⑧ 県知事からの出頭要求・質問に対する答弁に拒否し、質問に対し虚偽の答弁をし、又は検査の拒否・妨害・忌避をしたとき。
- ⑨ 不正の手段により指定を受けたとき。
- ⑩ 介護保険法を含む法律やこれらに基づく命令・処分に違反したとき。
- ⑪ 介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- ⑫ 役員のうち、5年以内に介護サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者がいるとき。

○指定取消の効果

該当事業所の指定が取り消された時は、その事業所の事業が継続できなくなるだけではなく、事業者に対して、次の介護保険法上の制限がかかります。

- ・ 指定の取消処分を受けた法人は、指定の欠格事由に該当するので、当該法人は、5年間新たに指定を受ける事ができません。
- ・ 複数の介護サービス事業所を経営する場合、指定の更新の欠格事由にも該当するので、傘下の介護サービス事業所が連座して5年間指定の更新を受ける事ができなくなります。



○処分事例

訪問介護事業所の指定取消等事例

【処分理由】

(不正請求)

- ・ 職員が勤務していない日時に、当該職員がサービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護報酬を請求した。
- ・ 同一職員が、同一日の同一時間帯に複数の利用者にサービスを提供したとするサービス実施記録を作成し、介護報酬を請求した。
- ・ 区分支給限度額を超えないように、複数のサービス提供時間を合算し、またはサービスの提供時間を変更し、実態と異なる介護報酬を請求していた。
- ・ 介護職員待遇改善加算を請求・受領したにもかかわらず、従業員に支給していなかった。

(答弁忌避)

- ・ 監査における質問事項に対し回答しなかった。

(人格尊重義務違反)

- ・ サービスの利用者である有料老人ホームの入居者に対して、過剰な身体的拘束を実施し、あるいは、当該行為が行われていることを知りながら、高齢者虐待として認識せず代替策を講ずることなく、市町村にも報告せず、黙認していた。

処分年度	サービス種別	処分内容等	処分理由
平成 25	通所介護 (介護予防含む)	指定の効力の一部停止 (新規利用者へのサービス提供の停止 6ヶ月)	虚偽申請 不正請求
	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	虚偽報告 不正請求
	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	人員基準違反 不正請求
	居宅介護支援	指定の効力の一部停止 (新規利用者へのサービス提供の停止 3ヶ月)	人員基準違反 不正請求
26	通所介護 (介護予防含む)	指定取消	虚偽申請 虚偽報告 虚偽答弁
28	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	虚偽申請 不正請求
29	訪問介護 (介護予防含む)	指定取消	不正請求 答弁忌避
	訪問看護 (介護予防含む)	指定の効力の全部停止 (3ヶ月)	虚偽報告 不正請求
	居宅介護支援	指定取消	運営基準違反 不正請求
30	訪問介護	指定の効力の一部停止 (新規利用者へのサービス提供の停止 3ヶ月)	不正請求
令和 2	訪問介護	指定の効力の全部停止 (4ヶ月)	答弁忌避 帳簿書類の提出拒否
3	訪問介護	指定の効力の全部停止 (6ヶ月)	人格尊重義務違反 不正請求

(5) 神奈川県のその他の事例

○「勧告」について

事業所指定後、以下の事由に該当する場合には、当該介護サービス事業者に対して、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを「勧告」することがあります。

- ① 指定を行うに当たって付された条件に従わない場合、当該条件に従うこと。
- ② 条例で定める従業者の知識若しくは技能又は人員について、当該基準又は員数を満たしていない場合、当該基準又は員数を満たすこと。
- ③ 条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正なサービスの事業の運営をしていない場合、当該基準に従って適正なサービスの事業の運営をすること。
- ④ 介護保険法等を遵守し、要介護者等の人格を尊重するとともに、要介護者のため忠実に職務を遂行していない場合、確実に介護保険法等を遵守し遂行すること。

○「勧告」事例

【高齢者虐待事例】

- ・ 指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所において、職員が複数の入居者に対して暴行を加え傷害を与えた、高齢者に対する身体的虐待事例。（上記④該当）

【運営基準違反事例】

- ・ 指定訪問介護事業所において、勤務体制の確保がされていない、サービスの提供の記録が適正に作成されていない等、適正な運営がされていなかった事例。（上記③該当）

■神奈川県の老人福祉法に基づく「改善命令」及び「事業の制限命令」の事例

○令和元年度

住宅型有料老人ホームに対する第29条第13項（改正後 第15項）に基づく改善命令
(命令内容)

- ・ 入居者の健康保持及び生活の安定のために必要な職員数の配置をすること
- ・ 施設の管理・運営を適正に行うこと
- ・ 入居者に対して適切なサービスの提供を行うこと

○令和3年度

住宅型有料老人ホームに対する第29条第16項に基づく事業の制限命令
(命令内容)

- ・ 要支援・要介護者については入居の対象外とすること
- ・ 自立者については、定期的な心身の状況の把握を条件とし、心身の状態の変化により、要支援・要介護状態に至ると認められる場合には、速やかに介護保険法に基づく認定申請を行うこと

○令和3年度

住宅型有料老人ホームに対する第29条第15項に基づく改善命令
(命令内容)

- ・ 入居者に対し、その心身の健康の保持のために必要な措置を講じることにより、入居者の保護のため必要があると認める状態を改善すること

生活保護法指定介護機関について

生活保護法による介護扶助は、生活保護法により指定された指定介護機関に委託して行われます。

<平成26年7月1日以降に介護保険法により指定された事業所>

別段の申出(注1)がない限り、生活保護法の指定があつたものとみなされます。また、指定の取消し、廃止、効力の停止についても介護保険法による指定の効力と連動します(みなし指定)が、それ以外の事項(注2)に関する届出(変更等)が必要です。

(注1)生活保護法による指定を不要とする場合は、介護保険法の各指定権者から案内される申出書にその旨記載しご提出ください。提出は、介護保険法の規定による指定又は開設許可日までです。

(注2)介護保険法による指定とは違い、6年毎の更新手続きは不要です。

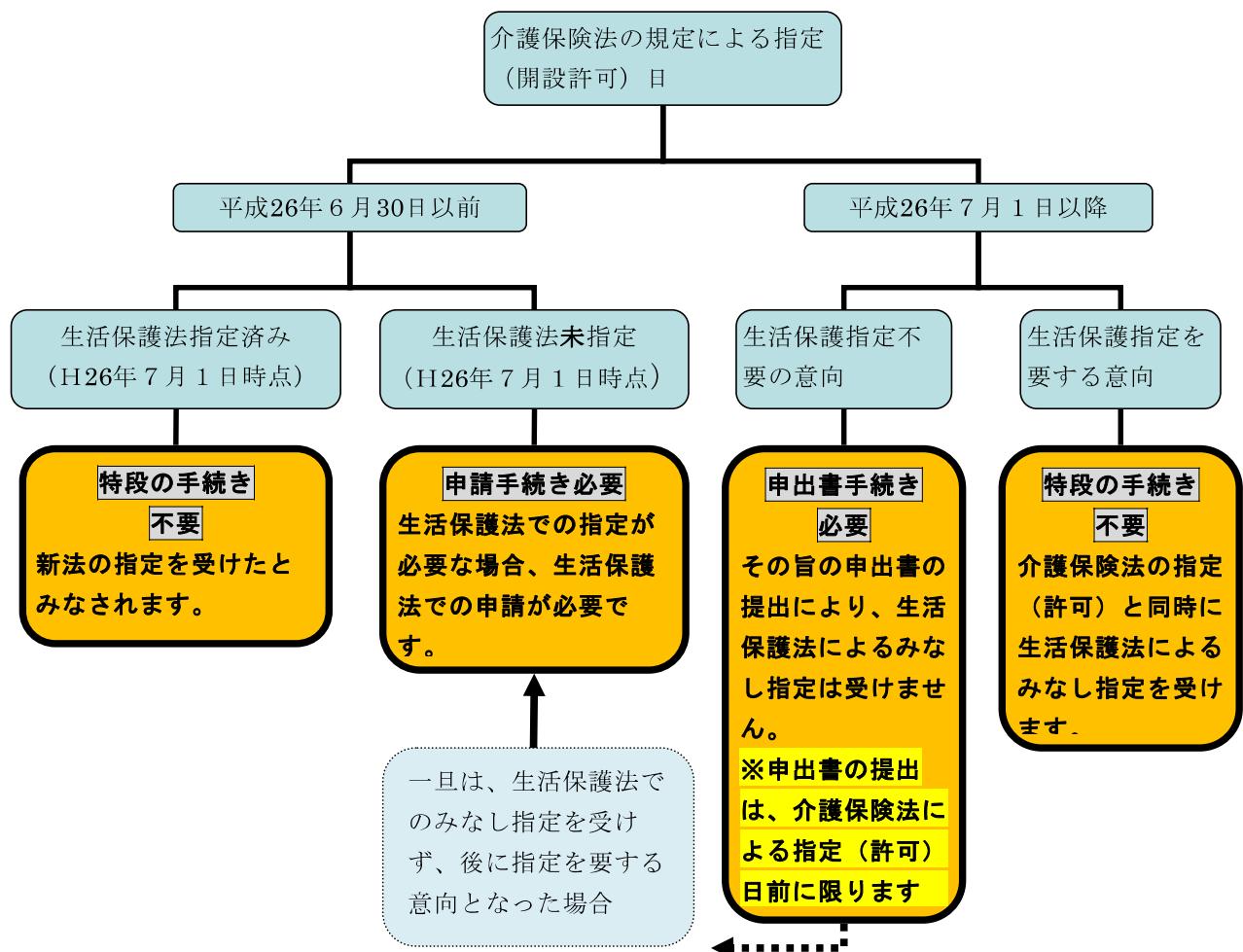
<平成26年6月30日以前に介護保険法で指定されたが、生活保護法での指定のない事業所>

介護保険法によるみなし指定の対象とはなりません。生活保護法での指定を受ける場合は、別途申請(注3)が必要です。

(注3)申請書等の様式は、神奈川県ホームページからダウンロードできます。

神奈川県ホームページwww.pref.kanagawa.jp >健康・福祉・子育て>生活保護・ホームレス支援>

生活保護について>生活保護法による指定介護機関について>指定介護機関の申請手続き



40歳以上65歳未満の被保険者以外の生活保護受給者への介護サービスについて

40歳以上65歳未満の介護保険被保険者以外の生活保護受給者への介護サービス提供については、障害福祉サービス優先活用の原則がありますので、居宅サービス計画作成にあたり十分留意してください。

【他法他施策(障害福祉サービス)優先の原則】

生活保護受給者は、国民健康保険に加入できないため、40歳以上65歳未満の生活保護受給者は社会保険加入者及び被扶養者を除き医療保険未加入者であり、介護保険の被保険者となりません。

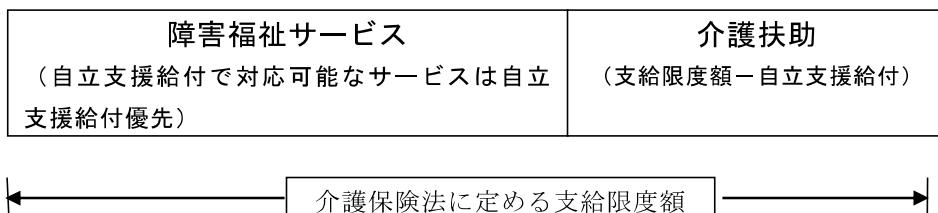
介護保険被保険者以外の40歳以上65歳未満の生活保護受給者で介護保険法施行例第2条各号の特定疾病により要介護状態等にある者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付等の障害福祉サービスが、生活保護法による介護扶助に優先されるため、自立支援給付等の活用が可能な場合は、その優先的な活用を図ったうえで、なお介護サービスの利用が必要不可欠であると認められる場合において、要介護状態に応じ介護扶助を受けることとなります。

○生活保護法による介護扶助の適用が可能な場合(40歳以上65歳未満の被保険者以外の者)

- (1) 給付を受けられる最大限まで障害者施策を活用しても、要保護者が必要とするサービス量のすべてを賄うことができないために、同内容の介護サービスにより、その不足分を補う場合
- (2) 障害者施策のうち活用できる全ての種類のサービスについて最大限(本人が必要とする水準まで)活用している場合において、障害者施策では提供されない内容の介護サービスを利用する場合

【介護扶助の給付限度額】

被保険者以外の者の介護扶助(居宅介護及び介護予防)の給付に係る給付上限額は、介護保険法に定める支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額となります。



ただし、常時介護を要し、その介護の必要性が著しく高い障害者などの場合で、介護扶助の支給限度額から自立支援給付等の給付額を控除した額の範囲内では、必要な量の介護サービス(自立支援給付等によるサービスには同等の内容のものがない介護サービス(訪問看護等)を確保できないと認められるときは、例外的に、介護扶助の支給限度額の範囲内を上限として、介護扶助により必要最小限度のサービス給付を行うことは差し支えないこととされています。

なお、自立支援給付を受けるためには障害者手帳の取得が必要となることから、福祉事務所では被保険者以外の生活保護受給者が障害者手帳を取得していない場合は、まず手帳取得の可否の判断を行い、障害者手帳の取得が可能であれば、自立支援給付の優先適用について検討していくことなっています。居宅サービス計画作成にあたり福祉事務所と十分に連携をはかってください。

生活保護法に関する問合せ先

生活援護課生活保護グループ (045) 210-1111(代) 内4916